

不平等条約改正後における

外国人処遇対策と明治二二年「監獄則」改正

姫 嶋 瑞 穂

はじめに

- 一 国際監獄会議との連携
 - 二 イギリスの日本監獄参観と収監外国人処遇改善要求
 - 三 明治二二年「監獄則」改正
- むすび

はじめに

明治政府は、発足以来国家の無力さの証明とされた領事裁判権をはじめとする不平等な条約条項を削除することを最大の国家目標に、懸命な外交努力を続けてきた。明治四年から五年（一八七一・一八七二）の岩倉使節団による交渉以来、寺島宗則の関税自主権の交渉（明治二年）、井上馨の欧化政策と外国人判事任用案（明治二二・同二〇年）、青木周蔵のロシアとの親善策（明治二四年）など、その努力は二〇年以上におよんだ。しかしながら、

既得権の放棄を欲しない欧米諸国は、我が国の法律制度の未整備による法治主義の遅れを理由にして外交交渉には容易に応じようとはしなかった。したがって、何よりも「泰西主義」(Western Principles)による法典編纂と刑事裁判制度の確立、そして監獄制度の整備が不可欠であるとされ、明治政府は日本社会の欧化政策をとる一方で、西欧型の法律・司法制度の確立を急ぐことを当面の政治目標にしたのである。

維新以来の懸念であった条約改正は、明治二十七年(一八九四)七月一六日、陸奥宗光外務大臣によって強硬に反対してきたイギリスとの間に日英改正通商航海条約の調印が実現したのを契機に各国もこれに続いた。これによってようやく日本は「法権」を回復した。この改正条約は明治三二年七月一七日および八月四日を期して実施され、新条約実施までの五年間を準備期間として、その間に明治政府が諸法制とその運用をさらに整備して外国人の円滑な「内地雑居」に備えることになった。この準備は監獄についても例外ではなく、従来は机上においてのみ構想されてきた、我が国において外国人を逮捕・監禁して裁判し、拘禁することがいよいよ現実となった。

当時の日本行刑運営の基本法規は、明治二十年(一八八九)に制定された「監獄則」と「監獄則施行細則」であったが、そこには外国人の監獄収容は全く予定されていなかった。行刑当局は、欧米外国人の監獄収容が諸外国から批判されないようにその整備をしなければならず、外国人の監獄処遇が実務課題となった。しかし、欧米外国人を監獄に収容することにより、実際に現場でどのような問題が生じるのか、監獄官吏は外国人収容者にどのように接すべきなのか、未経験のことだけに事前に綿密な調査が必要であった。そこで、国際監獄会議との連携を密にし、最新監獄知識の吸収と欧州各国の獄務調査による監獄の国際水準化が試みられることになったのである。

そもそも近代の監獄制度は欧米の制度をモデルとして継受していることから、監獄制度を考察するうえで国際監獄会議の存在は無視できない。明治期に開催された国際監獄会議の中で注目すべき会議は、明治政府が初めて代表

を派遣した明治二三年（一八九〇）ペテルブルク国際監獄会議と国内外の監獄事業に精通していた小河滋次郎^①が派遣された明治二八年パリ国際監獄会議である。これらの会議の動向を検討することは、「監獄」に対する欧米諸国の視点と方向性を捉える上での重要な判断材料を提供すると考える。

また、監獄収容をめぐることは、日本側と欧米諸国の間で犯罪者処遇観の違いによる認識ギャップが常にありうるべきものである。したがって、外国人処遇をめぐる問題を扱うにあたっては、双方の内部資料をふまえたうえで各国はどのように反応したのかについてできうるかぎり分析されなくてはならない。ところが、これまでの研究は日本語史料に基づく日本側当局者の認識をそのまま受け継いできた。当然の結果として、当時の日本側当局者が行い、また観察した通りの監獄像が描かれ、欧米諸国の日本監獄に対する認識に関しては想像で補うほかなかった。特に問題とすべきは、日本監獄における外国人収容に対して反発する動きが欧米諸国側にはなかったのかという点である。本稿は、この点からイギリスの動向に注目し、外交文書及び英語文献に依拠しつつイギリスの日本監獄に対する認識とその意図を考察する。

本稿の論点は以下の二点である。第一は、小河滋次郎の国際監獄会議出席・欧州獄務調査とイギリスの日本監獄視察の分析を通じて、我が国と国際レベルの処遇格差や監獄問題に対する認識の違いがいかなるものであったのか、第二は、小河及びイギリスによる調査結果と課題提起が改正条約実施後の刑事政策関係諸法の立案にどのような影響を及ぼしたかである。

一 国際監獄会議との連携

(一) 第四回国際監獄会議（ペテルブルク国際監獄会議）の反省

明治五年（一八七二）にワインズの発起により第一回国際監獄会議（ロンドン国際監獄会議）が開催された。続いて、明治十一年には第二回国際監獄会議がスウェーデン・ストックホルムで開催されることになり、我が国にも委員派遣の要請があったが、当時は西南戦争の真只中であつたために我が国は送付されてきた質問票への答書にとどまつた。⁽³⁾その後、明治一七年にローマで開かれた第三回国際監獄会議を経て、明治二三年（一八九〇）六月、我が国はロシアのペテルブルグで開催された第四回国際監獄会議に初めて参加することになった。だが、国際舞台へのデビューであつたにもかかわらず、出席したのは監獄関係者ではなく外交官の駐露公使西徳次郎であつた。

この第四回国際監獄会議は明治二三年六月一三日より同月二四日まで開催され、二五カ国が参加し、参列員は総計五百六十四名、その中政府代表六十九名、その他四百九十五名であつた。⁽⁴⁾政府代表でない参列員のうち三百七十三名がロシア人であつた。⁽⁵⁾

会議の議事は総会と部会の二部制で、部会は三部門（刑罰法令・監獄紀律と経済・犯罪予防）に分かれた。部会の主な議題及び決議要領は以下の通りである。⁽⁶⁾

第一部（刑罰法令事項）の議題は、犯人引渡条約における刑法違反の定義と各国共通の目的・飲酒酩酊を刑事行為とすべきか、大学における監獄学講座の開設、少年の犯罪行為、受刑者の懲罰権と裁判行使の範囲などであつた。特に、犯人引渡条約に関連して、各国刑法の罪名を同じにすべきか否かが争点とされたが、各国の情風俗やその他の諸般の習慣に至るまで大いに異なるために各国の言語を同一にしない限り問題解決に至らないと結論付けられた。

西は「最も珍らし」と語っていることからこの点に興味を抱いたことが窺える。第二部（監獄紀律）では、刑務作業を官業制・私契約制のどちらにすべきか、流刑以外の無期または長期受刑者（五—一〇年以上）の刑罰執行施設の組織と管理、監獄署職員の採用方法、矯正不能者からの社会防衛手段、未決拘留と既決拘留の区別などが議論された。また、第三部（犯罪予防）は本会議で最も注目された部門で、青少年非行を重視した問題提起がなされた。非行の原因、保護者のいない児童の問題ならびにその予防対策が議論され、幼年囚を懲戒するために各国ともに大いに尽力すべきことが決議された。

西は第二部会（監獄紀律・経済）に参加しているが、会議への参加が単なる形式的・儀礼的なものに止まり、成果がほとんどなかったと回顧している。その理由として、各国から国際監獄会議に派遣された者は刑法学者・監獄学者・典獄などの監獄事業関係者であったことを挙げ、監獄に心得のない者が参加しても議事の詳況が把握できずほとんど利益がなかったと反省しているのである。この背景には我が国が第二部会に提議した以下の議題も関係していた。

第八問 受刑者将来の生計に関し、作業の種類を制限することなく、その技能に応じて科し得るか。

第九問 受刑者はその刑期に従ひ、階級を分ち漸次寛和的処遇を為してよいか。若し、然りとせば初級は厳制独居に付すべきか、而してその作業は如何なる種類がよいか。

西はこれらの問題について活発な議論がなされることを期待していた。しかしながら、第八問は全く討議されることなく、「凡そ囚徒は成る可く之をして其技能に應ずるの業務に就かしむるを要す而して此業務中稍、繁雜又は簡易なるものあるべきも監獄學理的需要と毫も牴牾する所あらず」と可決された。また、累進制度に関する第九問は国際監獄会議ですでに議論が尽くされていたために、一人の異論者もなく「先づ作業を課し分房拘置に處するの遞

進監獄法は中期刑の者に適合するものとす¹⁰⁾とされた。このような結果になった原因は、恐らく、西の監獄知識の無さに加え、これまでの国際監獄会議の議事録を読まずに会議に参加した準備不足が少なからず影響したと考えられるが、西の力量不足が参列者の物笑いになったことを西は「我國提出の問題に對して或人は是れにて一切、治獄の事を網羅し盡くせりと冷評せり¹¹⁾」と振り返っている。

結局、監獄行政に実質的な影響を与えることができなかったことから、西は次回の監獄会議においては適切な問題提起と議論への積極的な参加が出来るよう監獄事業関係者を委員として派遣すべきことを強調したのである。

(二) パリ国際監獄会議への参加

1. 小河滋次郎派遣の経緯と監獄認識

明治二八年（一八九五）六月、パリで開催されることになった第五回国際監獄会議では改正条約実施を目前に控えていたこともあり、我が国の近代化を誇示するとともに監獄運営が世界水準にあることを各国に示す必要がある。その準備のために、まず日本監獄制度の沿革を記した「大日本刑獄沿革略史」と東京集治監の模型及び囚徒自らの動作を直筆した「囚人動作及び監房構造図」を編纂し、仏語訳した「監獄則・監獄則施行細目」などの文書を会議に提出することが大日本監獄協会で決定された¹²⁾。また、西徳次郎の意見を踏まえ監獄実務に精通した委員を派遣して積極的・実務的に会議に参画することが模索された。

ここで、委員選任に際し白羽の矢が立ったのが当時内務省監獄課長から神奈川県典獄に転出していた小河滋次郎である。小河が政府委員に選ばれた理由は、①神奈川県典獄として監獄実務に携わっていたことから監獄問題に精通していたこと、②お雇い外国人ゼーバッハ (Hans Karl Werner Ott Kurt von Seebach)¹⁴⁾の訳官を勤めていたこと

に加え、ゼーバッツハ著「監獄学講義」の翻訳を行ったことによりドイツを中心とした欧州の監獄政策への造詣が深かったことが考えられる。すなわち、この人選には国内外の監獄理論・実務の両面を考慮し、小河を監獄学研究の第一人者と自他共に認める評価が基礎にあった。しかしながら、清浦奎吾の強力な推薦も無視できない。清浦は、「パリ国際監獄会議に若し政府として委員を送ることが出来ないとするれば大日本監獄協会から委員を派遣したい」と主張し、所轄官署に影響力を行使している。

政府委員に選任された小河は、明治二八年三月一七日、東京上野公園韻松亭にて開催された監獄協会第六回常集会議において監獄会議出席への抱負と自信を語っている。¹⁵⁾

小河は我が国の監獄事業について、①監獄建築、②規律懲戒、③衛生・教誨・教育の三つの観点から欧米諸国との比較を行い、「暇令多少は劣つて居るところがあるにもした所で、實際を探つてみたならば、彼に於ても亦却つて多くの短所もあり、弊害があるであらう、故に差引いて見ますと、彼我相較べて見て、左まで非常の懸隔はないであらうし、尠くも概観丈けなりとも、彼我相較して見たならば、随分優劣拮抗するに足りることが出来るであらうし、模様によつては却つて彼をして、我に乞ふ所もあるであらう」と、我が国の監獄事業は欧米諸国と比べても決して劣るところはないと結論付けた。その根拠として、各国に適用すべき建築法は国際会議の議論でほぼ一致しているが、日本と欧米とでは風土人情が違つたために欧米の建築法をそのまま日本に適用するには無理があること、治獄の要点となる性格を考慮した場合、日本人の性格は欧米人よりも真面目なので規律懲戒は欧米（特にアメリカ）よりも進歩していること、また、衛生・教誨・教育については、監獄費が地方支弁であるため財政上の関係からまだ実行できていないだけである、との見解を示した。

以上の点を踏まえ、小河が国際監獄会議を通じて調査・研究が必要であると考へた項目は、「出獄人の保護」、「入

獄以前の悪事の豫防、即、殊に幼年者の保護」、「監獄と社会との関係」の三点であつた。監獄改良は、警察・裁判・衛生・教育及び宗教との連携によつて効力が發揮され、犯罪予防につながるものであるから、これらの検討なしに成果は得られないというのである。また、社会との関係を研究するにあたり、基礎資料となる監獄統計の整備も課題となることを指摘している。すなわち、小河の監獄に対する認識には、我が国がこれまで意識してきた「規律懲戒の強化」による「取締」という思想は無く、基本的視点は「保護・感化」にあつたことが理解できる。

ただし、小河は日本監獄の現状には満足しており、「日本の監獄の爲めに、寧、人に聞くといふ方の側よりも、多くの事柄に付いては、日本の監獄の自慢話をして、即、日本の監獄の改良進歩して居るといふことを、各國委員に知らしめ¹⁷⁾」ると国際監獄会議出席への絶対の自信を覗かせた。しかしながら、「大任を負ふて出發いたしまする當時に於ては、自分ながら意氣揚々たる次第¹⁸⁾」であつた小河も、「歸る時分に方りましては、悄然として恰も屠所の羊といふが如き有様¹⁹⁾」で、英領香港監獄視察で最初の「一頓挫を來し²⁰⁾」たのである。

2. 香港監獄視察

明治二八年三月二二日に小河は東京を出發、翌三三日、横浜港からフランス郵船カレドニア号に乗船して出港し、最初に香港に降り立つた。²¹⁾小河はこの地でイギリス式監獄制度を有する香港監獄を參觀した。警察署と裁判所に隣接し、山の中腹に建設された香港監獄の第一印象について、小河は「建物の完璧なるには今更の如くに目新敷く感し候²²⁾」と感嘆し、「五階立の大建築宏大なるには田舎者をして先づ一驚せしむるに足る²³⁾」と壮大な監獄建築に驚嘆の意を表している。また、監獄事務が簡便で監獄官吏が少数であることを「敬服の外無²⁴⁾」と賞賛した。

しかしながら、小河は改正条約実施後の日本監獄における外国人収容を想定して厳しい眼で外国人処遇のあり方

と問題について考察し、監獄運営について以下の問題点を指摘している。

① 空役

香港監獄では、空車を曳かせ、西洋人には工場で鉄丸及び罪石を運搬させる空役が行われていたが、小河は、空役は懲苦を感じることがないために「拙著監獄學に於ても既に空役の不可を痛論²⁶し、空役には批判的であった。香港監獄で実効的ではない空役の実況を目の当たりにし、「益々予が宿論の確信を加えたり²⁷」と述べている。

② 監獄建築・構造

香港監獄は堅牢であるが、市街の山の中腹に建設されているため、各監房の外窓から市街や港湾まで見渡すことができ、反対に民家からも監獄内の景況が丸見えであった。したがって香港監獄は位置的に問題があり、このような場所で自由刑を執行するのは不適当といわざるを得ないと指摘した。

③ 監獄管理

香港監獄に拘禁されている囚徒は中国人が六分、西洋人と黒人がそれぞれ二分の割合であった。大多数が中国人であるにもかかわらず、典獄をはじめとする監獄官吏のほとんどがイギリス人で看守はインド人と黒人で占められ、中国人の役人は通訳がわずかに一人いるだけにすぎなかった。したがって、中国語を理解できる官吏がほとんどおらず、中国人の風俗・慣習・性情等の知識がないために「社会的人類生存の必要事態を異にする」²⁸種族に対し適切な管理がなされていないことに「監獄の構造牢實整備せるの故を以て漫に必要な吏員を省略し且つ完全の能力を具備せざる人物を使用するが如きは殆んど監獄の何物たるを無視せる²⁹」と述べ、多数の中国人を拘禁する監獄で中国人の看守を採用していないことを問題視している。監獄経済の観点から、監獄官吏の数を削減することは必要であるが、監獄管理と監獄の目的の達成を考慮すれば財政的に困難であっても最低限の官吏の人数は必ず確保しなければ

ばならないと指摘した。

また、小河は香港監獄の拘禁形態にも言及し、短期囚の多くは「未定年幼年囚」が混同され、監房が雑居状態にあり、分房制が実質を伴っていないと述べている。

さらに監房内に規律が揭示されているにもかかわらず、その内容を理解できる中国人の囚徒がほとんどいないために規律の徹底が図れていないと批判している。

小河は、刑罰執行中でも腰縄の代用として中国人に辨髪を認めていることには納得しているが、西洋人に対して鬚髪を蓄えることを許可していることは本国と取扱が異なっており、規律上、特に清潔の面から「甚だ事体の宜しきを得たるものにあらざるが如し³¹⁾」と若干の戸惑いをみせている。

④ 監獄処遇

監獄作業の種類が少なく、生産性のある業種は「活版、製本、踏工、裁縫、木工、鍛冶工、シル繩（是れは船に用ふる者にて重に短期囚をして房内に於て之に従事せしむ恰も本邦に於る藁工と一般なり）」³²⁾くらいで、イギリス本国の監獄作業と比べても「實に見る影もなし³³⁾」と相当失望している。

囚人の衣服は帆布綿様のものを用いているが、労役に従事させるには暑苦しすぎることを指摘した。さらに衛生状態の悪さにも言及し、「御承知の通り、不潔は支那の特性でございます³⁴⁾」と偏見的な見方をしながらも、「其不潔の甚しき本邦に於ける乞食よりも尚甚し³⁵⁾」と批判している。医師は西洋人であったために治療をするにも土人や中国人の言葉を解せず囚徒の健康管理は困難を極めた。西洋人の教誨師は基督教僧侶であったために中国人の囚徒は教誨の内容が理解できず意味をなさなかった。

また、小河は中国人と西洋人の処遇差を特に注目した。食物は人種に適した食材や調理法で給与されているが、³⁶⁾

西欧人で空役に従事している者はほとんどおらず、西洋人が「不公平に寛待し過ぎるまでに官束」⁽³⁷⁾されており、「日曜には説教を聴聞し衣食の供給亦頗る優長に書見自由にして時としてはまた喫煙すら許容せらるゝこと」⁽³⁸⁾もあつたのである。

以上のように、不備な点が多く残る香港監獄の運営状況に小河は不満を持ったと理解できる。しかしながら、「若し之が欧羅巴の本國に在りましたならば、既に久しく無用の長物となつて居るのでございませう、けれども其悪い破れ監獄」⁽³⁹⁾香港監獄ですら新築の巢鴨監獄や東京集治監に比べれば「猶ほ幾分か監獄學の要求を満たして居る、比較的改良せられて居る立派な監獄」⁽⁴⁰⁾であつたと評価しているのである。日本監獄は、「誠に極めて幼稚の境遇に在るといふことを免かれ」⁽⁴¹⁾ず、「未だ監獄改良の着手だにないとやつても」⁽⁴¹⁾過言ではないと述べている。

小河は香港監獄視察より明らかになつた問題を総括し、外国人収容に向けた日本の今後の課題と改善策を提言している。第一点は、囚徒の健康維持である。監獄の目的は自由を奪つて改良感化を施すことであるが、それを達成するためには何よりも健康を保つことが重要である。したがつて、健康維持に必要な衣食住の適切な要件を講じる必要があると示唆した。さらに、その前提条件として、個別処遇の重要性についても指摘している。監獄事業では統一性が重視されているが、当然人種により適切とされる処遇は異なり、同一人種でも年齢・健康・性情・教育・宗教・罪質・行状・身分・性別・職業・習慣に従つてそれぞれに適した処遇をなすべきとした。また、地域によつても処遇は異なるべきであり「所謂個人的と申します事柄は、或は不統一かの如き、外観がありますけれども、其實却つて眞正なる公平統一の主義に適して居るものでありまして、刑罰の公平均一の要義といふものは、個人的遇囚法に因りて、始めて能く貫徹することが出来るのでございませう」⁽⁴²⁾と主張した。第二点は、監獄官吏の養成で

ある。個別処遇の徹底のためには、監獄官吏が監獄学の知識を有しているだけでなく、語学力の向上が必須となることを強調している。

3. パリ国際監獄会議

(i) フランス獄制との比較

香港を後にした小河の船内生活は、「友僚及荊妻に寄するの信書を認め、或は小説を読み或は少しく佛語を研究す」るうちに日数も経ち、シンガポールを経て明治二八年五月二日にマルセイユに到着、同月四日にパリに入った。同月一日に挨拶のため内務省監獄局長を訪問し、監獄局長から「東洋日本より遙に来会したることは非常の満足なる旨繰り返して喜び居り⁽⁴³⁾」と歓迎されている。

六月三〇日の会議開始までの五十日間の事情については小野田元熙警保局長宛に送った書簡に詳しい。小河はフランス語を本格的に学んでいないため、「会議通訳者の義に付きては兼て、御配慮被成下候儀も有之、公使館員にては、何分人少、且、繁務の爲め、通訳の勞を取り呉れられ候事、無覚束、是非通訳者を備ひ入れざるを得ざる次第に有之、且、公会場の事故、只、一個人の資格にては、便宜上不都合の不少、他の郵政貨幣、其の他の万国会議の先例も有之、仮りに、委員の資格を与へて列席せしむる方可然との曾根公使等の御意見に有之⁽⁴⁴⁾」と通訳の選定、資格問題で苦慮している。結局、適当な通訳を得られなかったようで、その後の勉強も考えてフランス語の独習を始めている。ただし、会議事項の下調べ・打ち合わせ、当局者の訪問・来訪、監獄視察、各国派遣委員との相互往復が頻繁を極めたために「殆ど忙劇夢寐の間に経過致して仕舞⁽⁴⁵⁾」ったようである。しかしながら、小河は多忙の間を縫って、新聞各紙あるいは訪問者から得た情報をもとにフランス監獄制度の特徴を以下のように整理している。

① 監獄事務

フランスでは内務省を五局（県治局・衛生局・監獄局・会計局・警保局）に分局し、日本と異なり監獄局が一局として独立していた。⁽⁴⁶⁾ またフランスに限らず欧州では官署組織すべてが簡素であるために監獄官吏が少数であった。小河はこれに対して「浦山しき次第」⁽⁴⁷⁾としながらも、我が国では「徒らに組織を簡便にし漫りに吏員を減少せしめるの結果」⁽⁴⁸⁾、獄務上あるいは他の行政事務に弊害及び困難を招いてしまったために「唯だ漫に吏員の少からんことを求むるは美事に非らず」⁽⁴⁹⁾と監獄事務の簡素化には慎重な姿勢を見せている。小河が我が国の監獄官吏に必要としたのは「適當の智能と適當の員数」⁽⁵⁰⁾を備えることであつた。

さらに小河は監獄官吏の在任期間にも注目している。監獄局長は地方長官から昨年転任してきたばかりであつたが、監獄局員は課長以下いずれも十数年勤務し、第一課（収監事務）を除く四課長はほぼ終身官であつた。小河は「古くなるも一利一害には候へども頻々交送の烈しき我が當局者の如き様にても困た者と存候」⁽⁵¹⁾と、人事交代が激しい日本の監獄事情に不満を吐露している。

② 判決の傾向

フランスでは犯罪常習者と偶発的の犯罪者を識別し、裁判及び治獄上、犯罪常習者に対して嚴罰主義を取つていた。ただし、これに該当するのは人口一万人に付き被告人一人の割合しかなかつたためにフランスの裁判官、殊に陪審官は重刑、即ち長期自由刑を嫌避する傾向にあり、大多数が短期刑又は罰金を適用していると分析している。

③ 囚徒殖民論

「囚徒殖民論は將來我國に於て戦争及臺灣諸島占領の結果として必生の問題と被存候間此點に就ては十分審査を凝らし可申の積りに有之」⁽⁵²⁾と国際監獄會議の議題にもなつていた囚徒殖民論を今後の研究材料とすべきことを報告

している。この背景には日清戦争に勝利し、台湾を獲得した直後ということも影響しており、小河自身も強い関心を示している。

④ 出獄人保護事業

フランスでは出獄人保護事業が進歩していた。パリ市内だけでも同種類の会社が十数社以上存在し、男女年齢等によりそれぞれ専門的に分担されていた。小河は出獄人保護事業が想像以上に発展していることに驚くとともに「研究の價値可有⁽⁵⁴⁾」と判断している。

⑤ 監獄費国庫支弁問題

日本と同様フランスでも監獄費は地方支弁であった。⁽⁵⁵⁾ フランスでは累犯者が増加しているにもかかわらず、短期刑の適用が年々増加傾向にあった。これを解決するためには監獄費国庫負担の下で分房制の励行が必要不可欠であった。小河はこの点に日本との共通点を見出している。

これらの知識は、小河に「最も尠なからざる利益を與へ⁽⁵⁶⁾」、それだけにとどまらず「會議に於ける萬般の好都合といふものは悉く此猶豫時間の賜物⁽⁵⁷⁾」であったと述懐している。

(ii) パリ国際監獄會議

會議は六月三〇日にソルボンヌ文科大会堂で開会した。初日の祝典には大統領をはじめ、パリ駐在の各国大使、全権公使、国務大臣、その他主な文武官民が臨席し、盛大に挙行された。會議には総計七百八十人の委員が出席し、開催国フランスから最も多い五百十六人が参加している。参加委員は、政府派遣委員に限らず、感化学校・保護会社・監獄協会・慈善組合・代言組合等の私立団体、篤志学者、有志家が多数を占めた。小河は監獄当局者以外の一般人に監獄思想が広く浸透していることに驚くとともに、民間人による慈善事業の高揚ぶりに強い関心を示してい

る。

審議は七月一日から一〇日まで行われたが、議事に入る前に会員の所属部門を定め、続いて役員選挙及び諸般緊要の報告が行われた。部会審議は、刑法関係事項・監獄事項・犯罪予防事項・幼年者処遇事項の四部門で構成され、小河は第二部（監獄事項）に参加し、補助員として第三部（犯罪予防事項）に属した。

第二部の議論で最も注目を浴びたのが、囚徒殖民論に関する「トランスポートション transportation（流遣制）の利害」及び「囚人に対する工銭給与権」の二事項であった。⁽⁶¹⁾ フランス選出委員は全員が積極論を主張したが、ドイツをはじめとする各国派出委員はほぼ全員が反対を表明した。ただし、小河自身は「トランスポートションに就ては將來我が獄制上に大なる關係有之候こと、被存候に付尚ほ篤と精査を相遂げ可申積りに有之容易に利害の斷言は致し申まじく候」と、結論は急がず十分に検討をすべきであると判断している。「工銭給与権」については、ドイツをはじめ各国は囚人の工銭給与権を贈与契約と同様に見做し、恩惠的賞与として捉えていたために囚人の工銭給与権を認めていなかった。これに対して、日本やフランスでは刑法に工銭給与権を明文規定していたため、特にフランスの委員は有權論を積極的に主張している。しかしながら議論は恩惠論に傾き、刑法の「給与」規定は国家が囚人に対して恩惠的に賞与するとの意味にすぎないため囚人に所有權を認めるものではない、したがって国家は囚人の工錢を自由に処分できるとの決議がなされた。

國際監獄會議の決議事項は強制力を持つものではなかったが、実行することが求められた。例えば、ドイツでは會議の翌年一月から未成年犯罪者に限定した条件付裁判法が施行され、三月には免囚工錢処分法が規定されるに至っている。また、スイスでは國際監獄會議の決議を参酌し、幼年犯罪者及び不良少年に関する特定法が制定された。すなわち、國際監獄會議が機能を發揮できるか否かは参加国による運用の適否にかかっているとともに、國際的な

体制整備が求められた。小河自身もパリ国際監獄会議の報告演説において、「想ふに我政府も亦大に委員の復命する所を参酌取捨せらるゝ所があるであらうと信じまする、又能く之を幫助し、翼賛することは、我々此事業に従事して居る者の任務であらうと考へます」と監獄改革への意気込みを新たにしているのである。

パリ国際監獄会議が我が国にもたらした成果は、議事への参加ではなく、我が国の獄制に対する評価の向上にあった。これに寄与したのが、大日本監獄協会が提出した模型及び書面であり、これらは獄務参考品として展覽室に展示され、観覧者の注目を浴びた。⁽⁶⁵⁾さらに、元老院の副議長ルツセルが大日本監獄協会が提出した書類に基づき、日本の監獄事業の発展及び現況に関する演説を二時間半にわたって行い、これについて小河は「喝采屢々起り、拍手の音の高きことは、私をして、此音が恐くは、我御國まで達したでもあらうかと思はしめたる程でございました、實に之を聽いて居りました私の心中の愉快は何とも言へやうのなかつたのであります」と興奮しながらも非常に満足していく結果になったことへの感想を述べている。⁽⁶⁷⁾

4. 欧州獄務調査

(i) ベルギー獄務視察

国際監獄会議終了後、小河はすぐに欧州各国の獄務調査を開始した。最初はベルギーに向い、当初二週間位の滞在予定であったのを三週間に延長して八月上旬まで精力的に調査している。当時、ベルギーの監獄制度は世界的に最も進歩し、模範とされていたこともあり、小河に与えた衝撃は相当なものであった。⁽⁶⁸⁾

フランスでは監獄規模の大きさに驚いたが、ベルギーでは「欧州に涉り先づ佛国を見て其規模の案外に大なるに頓挫を來たし進んで白耳義を研究するに及んで盡善盡善に建築の外観のみならず當局吏僚の人物、遇囚の規律、

経済の組織、社会の關係、苟くも理想のある所盡く之を事實の上に行用すと云ふ⁽⁶⁹⁾と、監獄建築にとどまらず、当局官僚の人物・遇囚規律・経済組織・社会關係に至るまで「理想のある所盡く之を事實の上に行用」していることに強い衝撃を受けている。同時に、「人をして殆んど恍惚として監獄学の「ユトピア」に遊ぶの思ひあらしめ身に大望（帝國監獄をして天下に覇たらしめんとする）あるを忘れて一時は將さに腰を折つて白耳義宗の監獄傳道師の前に洗礼を受けんと欲するまでに深くヘコタレ込み申候⁽⁷⁰⁾」と日本の監獄事業はまだまだ發展途上であることを再確認した。ただし、ベルギーは小国であり、国庫も充実しているために理想的な監獄を追求できたのであって、日本がすぐに参考にできるものではないために、監獄事業はドイツのほうが優れていると冷静に分析している。

(ii) 刑事人類学国際会議とイタリア・オーストリア獄務調査

小河は後述のドイツのボン滞在中の明治二九年七月に一通の電報を受け取った。そこには八月二四日から二九日までスイス・ジュネーブで開催される「第四回刑事人類学国際会議」に出席すべき旨の訓令が記されていた⁽⁷¹⁾。

そもそもドイツでは刑事人類学は不評であった⁽⁷²⁾。しかし、小河自身は「欧米各国を席卷し將さに刑法の機軸を一轉せんする程の勢力ある⁽⁷³⁾」刑事人類学に学問的関心を抱いており、しかも国際会議は留學生にとつては得難い勉強の機会であったから、小河は喜んで準備にかかり、「新學派を研究すること斯道に従事する者の目下の急務と被存候⁽⁷⁴⁾」との使命感を持ちながら会議に出席したのである。また、会議への参加は新學派の知識をもたらしただけではなく、我が国の刑事組織の実況を欧米諸国にアピールすることができたと報告している。

スイスでの会議終了後はイタリア・オーストリアを巡閲して各地の監獄実情、またその関連事業の實際を調査して歩いた。イタリアは刑法及び監獄研究の大家を輩出し、特に刑事人類学の祖国とも称されていたことから、小河は「監獄事情の如きも非常に卓越進歩する所あるべし⁽⁷⁵⁾」と期待を寄せていたのであるが、予想に反し改良実績は乏

しく、「劣等幼稚の位地にあるを免かれず」と失望感を顕わにした。ただし、巨額の資金を投じて監獄改築を行う予定であることを聞き、「前途希望を羨み申候」と監獄改良の気運が高まりつつあることに好感を示した。オーストリアでは重罪囚八百人前後を拘禁するクレムス (Krems) 監獄と監獄管理を委託され女囚刑事被告人を管轄する私立婦人協会を調査した。「監獄全体を一個人に受負はしむる組織に外無之事の宜しきを得たるものに非らざる」と勿論に候」と、小河は監獄事業を私立団体に委託することを快く思っていなかったようであるが、「案外弊害もなく一般に満足の成績」を収めている現状に「遇囚も規律當局の熱心感化衛生のことに至るまで比較的大に見るべきものある」と興味を持ったことを語っている。

5. ドイツにおける獄務研究

ベルギー出国後、ベルリンに入った小河は明治二八年八月一九日に同地のモアビート監獄の分房監獄典獄クローネ (Karl Krohne) を訪問し、その指導を受けるため留学生活に入った。以後、小河はこのモアビート監獄を拠点に獄務研究への従事に留まらず、処遇改善・監獄官吏養成・監獄予算・保護事業について調査を行っていくが、その機会を整えたのは清浦であった。会議後、六月二六日付クローネ宛、清浦宛書簡によれば、「小河氏の来航は、余の甚、喜ぶ所、余は力の及ぶ限り、氏の研究を補助せんことを期す」と伝えている。

小河は、一〇月中旬以降、クローネに同行してライン地方の監獄巡閲を行った。通例、この巡閲は三年に一度行われ、県庁所在地では県知事が、その他の地方では知事代理及び郡長等が列席し、不備があれば直ちに指摘して改良法が訓示され、巡閲は周密丁寧に行われていた。改良方法については、双方の責任を明確にするために最後に調書を作成し、巡閲官をはじめ立会いの知事代理官及び典獄に署名させて内務大臣への復命書とした。したがって、

この調書により各監獄の治獄状況は一目瞭然であった。

小河はドイツに移って最初の通信にて「独逸の監獄を見て始めて監獄らしき監獄を見たるの感有」と第一印象を語っている。そもそも小河は、ドイツでは監獄官吏の数が少なく、監督不十分であるために監督遇囚は日本の雑居監獄のほうが遥かに優れていると考えていた。⁸⁵しかしながら、日本の監獄巡閲とは違って「監督」ではなく適切な「訓示」を行っている点、さらに適切な改良方法について調書を作成し、責任の所在も明確にしている点について「統一的改良の目的に適ひ候事と健羨の至りに候」と評価している。⁸⁷

同年一一月頃から小河は午後ベルリン大学で刑法・刑事訴訟法及び行政法等の講義の受講を開始した。講義内容は小河にとって「事の大体に止まり候こと故専門家の耳には甚だハガユク感じ」たようであるが、「理論の側面より観察する監獄の改良説及び實際の側面より歸納する法理の適否論」を講じる本場ドイツの監獄学から多大なる刺激を受けたことが想像できよう。明治二九年一月には獄務講習所に参加し、監獄理論にとどまらず実務研究、出獄人保護事業、衛生法などの実践的講義を受講し、知見を広めた。⁸⁹

その後、同年五月からはクローネの勧めによりボン大学に転学している。クローネが転学を勧めた主要な理由は以下の三点である。①有名な刑法学者であるゾイフェルト (Hermann Seuffert)⁹¹に従学させるため、②ライン地方には新旧監獄が散在しており、ドイツ獄制の「粹美を學び極弊」⁹²を研究するのに最適であること、③ボンから汽車で一時間ほどの場所に模範的な分房監獄が新築工事中で、この監獄建築状況を研究するためであった。他にはクローネが小河の健康状態に配慮したことと小河を通じてドイツ社会の沿革実況を知ろうとしたことが背景にあったようである。ボン滞在中の発見として、①この地域は殺傷罪が多いこと、⁹³②出獄人保護事業に熱心であること、⁹⁴の二点を報告している。ただし、出獄人保護事業は規模が大きくても実績が伴っておらず、保護会社の弊害が指摘さ

れ、まだ不完全と言わざるをえない、したがって出獄人保護事業は小規模な民間事業によって運営するのが良いとしている。⁽⁹⁵⁾

以上のように小河は監獄巡閲による獄務調査及び大学留学を通じてドイツ獄務の研究に約一年を費やした。その結果、ドイツの監獄といえどもまだ不完全極まりない旧式監獄が存在し、小規模監獄も意外に多いこと、また文明国の監獄かと思うような遇囚規律が乱雑で惨状を極めた監獄が少なからず存在することに驚いている。しかしながら、ドイツ監獄局はこれらの弊害を是正する方針を明確化しており、おそらく五、六年後には改善がなされるだろうと予想している。また、これらの実現を可能にしているのはドイツが監獄費を国庫支弁としているが故であり、日本においても全国の監獄を刑名・刑期・年齢・宗教・男女等で区別するために監獄費国庫支弁が必要であるとの認識を強めた。⁽⁹⁶⁾

6. 欧州調査の総括

小河は明治二九年一二月五日にフランス郵船ナタル号にてマルセイユから出港し帰国の途についた。翌年一月九日に神戸港に到着、翌日に夜行列車で京都を出発した。一二日に新橋に到着後、麹町の仮寓所に移動した。政府・監獄学界は、在欧中の小河の仕事に「氏は独り最近斬新の監獄法を講究し来りたる事なれば定めて是よりは監獄事業の刷新を来すべきことあらむ⁽⁹⁷⁾」と期待を寄せた。明治三〇年四月二五日、獄事報告会が開催され、樺山資紀内務大臣をはじめ多くの名士の出席を得て、盛大な集まりとなった。小河はパリ国際監獄会議及び欧州獄務視察の成果と今後の課題について総括し、演説した。

今回の欧州調査を通じて小河が下した結論は、欧州諸国の監獄事業とその実状を我が国と比較した場合、我が国

の監獄は「極めて幼稚の境遇に在る」ことであつた。すなわち、我が国の監獄は「未だ監獄改良の着手だにない」といつても過言ではないと断定しているのである。さらに改正条約実施後はますます国際交流が盛んになり、外国人が我が国の監獄に注目し、実状を調査するであろうと懸念している。「監獄事業の整否を以て、一國文明の消長を卜すべしといふ西洋の格言」⁽¹⁰⁾もあり、国家の体面を保つ必要から監獄事業の改良は急務であるが、そのためにはまず「是れまでの自惚心といふものをすツかりなく」⁽¹¹⁾さなければならぬと、欧州出発前の小河自身の発言を戒めるかのような忠告を行っているのである。

また、小河は各国との監獄参観の相違についても触れ、香港では比較的容易に監獄参観ができ、広く門戸を開いているが、欧州各国では「監獄の門戸といふものは中々嚴重に外人の前に閉鎖せられてあるの実況でございます」⁽¹²⁾と述べている。欧州各国が監獄参観を容易に認めていない理由は、第一に人權を重んじるため、第二に公益を害することがないようにとの趣旨からであつた。我が国では監獄参観の許可を比較的容易に与えているが、参観希望の外国人の中には監獄事業に全く関係のない者もあり、「不充かなる通辯を連れて参る」⁽¹³⁾ことによつてとんでもない誤解を与えることもあると注意を促し、敢て外国人の監獄参観を拒絶する必要はないが、手続を設けて参観希望者の取調べを行うなど幾らかの制限を設けるべきであると主張した。さらにこの問題に関連して、外国人参観が多くなると予想される東京や開港場の監獄では監獄署職員に「相當の通譯官」⁽¹⁴⁾が必要になると示唆している。

外国人処遇のあり方について個別処遇と分房制の整備を強調した。小河が分房制を監獄唯一の方法と推奨しているが、これは個別処遇の目的を貫徹するためには分房制が必要不可欠となるからである。また、「個人的と申しまする事柄は、或は不統一かの如き、外觀がありますけれども、其實却つて眞正なる公平統一の主義に適して居るのでありまして刑罰の公平均一の要義といふものは、個人的遇囚法に因りて、始めて能く貫徹することが出来る」⁽¹⁵⁾

とした。欧州の大都會の監獄では常に多数異種の人類を拘禁しているが、例えばカトリック囚徒とプロテスタント囚徒の間で祭日の休役に関する事柄に配慮し、それぞれの習慣を尊重して風俗に適した処遇が行われている。我が国においても外国人を拘禁する場合にはなるべく固有の習慣・風俗に適応させるために工夫を講じることは勿論、特に宗教上の関係に最も注意しなければならないと指摘した。さらに欧州各国の監獄は男監・女監・幼年監の三者を区別してそれぞれ組織を別に行っているが、我が国では場所を隔絶しているだけで男女の区別はなされているが、同一監獄内に設置しているために問題があるとしている。

以上の問題解決に向けて小河が提示した解決策は、監獄建築の改善と監獄官吏の養成であった。「完全なる監獄構造法標準なるものを制定いたし、一面には監獄着手の順序を確立致しまして、大に中央監獄行政機關に置いて、建築の設計及び工事の監督に任せしむるといふこと」⁽¹⁰⁾が必要であること、その際に国内で専門の監獄技師を手配するのは困難であろうから当分は外国人を招聘するのが得策であろうとしている。監獄官吏養成については、その前提条件として監獄官吏の待遇改善が必要となることを示唆した。欧州、特にドイツでは監獄官吏は終身官で、監獄官吏の更迭がほとんどないこと、また欧州では「監獄の機關が整頓したが爲めに、之を運轉するに足る適當の技師、即ち有爲の監獄官吏を必要とする今日の有様」⁽¹¹⁾であるが、我が国では「肝腎の機關も整頓して居らぬ」⁽¹²⁾ため、適切な技師、すなわち良い人材を得るためには政府が待遇を見直し、一層の改善を図るよう主張して演説を締め括っている。

小河が示した最新の調査結果と課題提起は、日本監獄が抱える問題点を明確にしただけではなく、説得力を持ち、監獄関係者のみならず明治政府に衝撃を与え、その後の「監獄則」改正にとどまらず、特に明治四一年「監獄法」起草に強い影響力を及ぼした。

二 イギリスの日本監獄参観と収監外国人処遇改善要求

(一) 横濱商業會議所 (Yokohama General Chamber of Commerce) 所員による監獄視察

領事裁判権撤廃により自国民が日本の監獄に収容されることを憂慮したイギリスは明治三二年(一八九八)からしきりに外国人収容予定の監獄参観を行っている。その最初が横濱商業會議所所員^①による巢鴨・鍛冶橋・市ヶ谷監獄参観であった。

明治三二年四月一日、改正条約実施準備委員としてイギリス政府から監獄視察を命ぜられた横濱商業會議所所員が上京し、同月六日にロビンソン (R.D. Robinson) 、ミシェル (W.T. Mitchell) 、キールビー (E. Flint Kilby) の三名が巢鴨監獄を、同年五月一八日にロビンソン、モールス (James R Morse) 、モリソン (I. P. Mollison) 、ブラムホール (G. W. Bramhall) 、ナッフ (E. Knaf) 、キールビーの六名が鍛冶橋・市ヶ谷監獄を内務省監獄局小河滋次郎事務官の案内で視察した。彼らは監獄の現状と問題点を「横濱商業會議所々員監獄視察報告書」^②にまとめ、同年六月一五日に提出している。

この報告書によると巢鴨監獄^③の視察で所員が得た印象は、①計画的に建築された監獄であること、②囚徒への管理が行き届き、囚徒の健康に配慮がなされていること、の二点であった。「建築制度ノ完美セルコトハ驚嘆スル外ナシ」との記述がなされていることから、所員が巢鴨監獄の設備等に好感を持ったことが窺える。さらに所員が高く評価したのは以下の点であった。

① 監獄建築・構造

・煉化石で堅固に建築していること。各監房の床には堅牢の敷物を敷き、壁は煉化石で築き、外部をきれいに

塗っている。

・各監房にはトラムリン式に開閉する外壁に牖窓を設けているために監房内が明るく、空気の流通もスムーズである。便所の周囲に木製の欄を繞らせ、尿尿は囚徒に外部から掃除させて清潔を保っている。

・浴室は広くて立派、清潔である。病囚には毎日入浴を許可し、平常は週三回入浴させている。また、硫黄を多量に混入した薬湯も設置している。浴室については「感嘆の外なし」と絶賛している。

②監獄管理

・囚徒は善い待遇を受け残酷な扱いをなされた事跡がなく、囚徒が虐待されたことによる畏縮的態度もみられない。
い。

・基督教牧師も教導のために自由に監房内へ入ることが許可されている。

・清潔な厨房で囚徒の食事を調理している。就業の如何、或は処罰に依って食料の多寡を給付するが、囚徒は少量の食料と雖も生命を保維することには足りており、一時の処罰として減食することがあっても満足のいく量である。

しかし、所員は以下の点につき改善が必要であるとしている。

・日本人囚徒に給する食物が外国人には不充分であること。すなわち、減食の量および品質に関して、日本人には適するが肉食で生育してきた者にとっては滋養の度合いが違うために外国人のために減食の法を改良すべきこと。この点に関して、小河滋次郎が外国人囚徒に対し減食の法を改良する計画があることを説明している。

・暖室の設備がないため冬期冷寒の際には監房を暖める必要がある。¹⁴⁾

・外国人の入監する監房内には日本家屋内にある家具しか備えておらず、外国人に適した家具を設備すべきであ

る。

しかしながら、所員は巢鴨監獄について「此監獄署は歐米の建造と比較上優等たることは事實なり」と賞賛し、「此報告書は日本當時に於ける有数の巢鴨監獄視察に就ての一斑にして地方管轄の監獄全般の状態も如斯ものなりと臆断する勿らんことを望む」と結んでいる。巢鴨については外国人改正条約実施準備委員の眼からみて満足の結果と判断されたようである。⁽¹⁴⁾

これに対して鍛冶橋・市ヶ谷両監獄の評価は散々たるもので、所員は極めて強い不快感を示すとともに以下の問題点を指摘した。⁽¹⁵⁾

① 女監改良の必要性

鍛冶橋監獄に設置されている女監、及び婦女を拘禁する市ヶ谷監獄ともに極めて多数の囚徒を拘禁しているために衛生制度はほとんど皆無である。室内も暗く、監房というよりもむしろ鳥籠と称するのが適切である。したがって、両監獄ともに女囚保護の目的に程遠く、「最下等の外國人と雖とも到底堪へ難からざる次第に有之候」と強く非難している。

② 監獄建築・獄舎構造の古さ

鍛冶橋監獄は二十五年乃至三十年前の古い建造物であるため、監獄・門戸・事務室及び附属建物などが日本風の二階建てで、修繕も行き届いていない。建築当時ならば目的を恰当できたであろうが、目下の状態には不適当と言わざるを得ない。また、同監獄の最大の欠点は獄舎が可燃質の木造であり、燈火に石油を用いていることから火災の際に囚徒は最も危険に晒される。したがって木造監獄に外国人を拘禁した場合には配慮をしなければならぬと示唆している。

市ヶ谷監獄は木柵で監房を取り囲み、冬季には防寒のためにその上に紙を貼付しているが、防寒面は不備であると言わざるをえない。室内が非常に狭いために夏季炎天の際には非常に苦痛を感じる。市ヶ谷監獄の最大の欠点は懲治監であり、外部から見ると土蔵と間違ふような獄舎である。非常に狭いために空氣の流通もほとんどなく、炎天下に外国人を一日でも拘禁することがあれば生命も危うくなるであろうと批判している。

また、両監獄ともに狭い監房に多数の囚徒を拘禁しすぎており、寝返りもうてないことを指摘している。

③衛生面の不備

室内の衛生が行き届かず、空氣の流通も悪いために臭氣が室内に籠もってしまう。原因の一つが便所である。便器は木製の桶で、囚徒十二名乃至十四名の共同使用にもかかわらず掃除は一日一回だけである。監獄構造が不完全なことも影響し、建物内に臭氣が充満してこれが疾病の原因にもなっている。また、洗濯法も極めて古風で不完全である。したがって、多数の囚徒を拘禁しているにもかかわらず、衛生上の配慮が全くなされていないことを問題視している。

④食物給与

食物は米麦混淆で、副食物と汁を少量、漬物を給しているが、野菜の量が少なく、食物が余りに粗悪で量が不足していることを指摘している。ただし、鍛冶橋監獄の監獄官吏は監獄に収監されていたポルトガル人囚徒を例に挙げ、同人には日本人囚徒より五割増しの食物を給していると弁解している。

以上の問題点に対して、横濱商業会議所員が提示した解決策は監獄費国庫支弁の回復であった。所員は報告書の中で、巢鴨監獄と鍛冶橋・市ヶ谷両監獄に処遇差が生じた原因を「特ニ注意ス可キハ巢鴨監獄ハ政府直轄ニ属シ地方団体ノ管轄ノ下ニ非ルヲ以テ如實完美ナル組織ヲ有スル・・前記ニ監獄・・巢鴨監獄署・・ト正反對ナ

ラサルヲ得ザルハ実ニ遺憾トスル処ナリ蓋シ該ニ監獄ハ地方経済ノ下ニ立ツモノタリ⁽¹⁶⁾」として監獄費の分担に起因するものと分析している。ただし、巢鴨監獄が政府直轄であるとの記述は誤り⁽¹⁷⁾で、内務省側がこの箇所を「誤解」と訂正している⁽¹⁸⁾。しかしながら、当時の旧式監獄及び警察署の大半は外国人を収監するには不適當であり、このような場所に外国人を拘禁するのは「正義ノ觀念ニ反スルモノト云ハザル可ラス」と非難して監獄費国庫支弁の下で中央政府に監獄諸般の権能を総合統括し、開港場その他二、三の都府に外国人を拘禁するに適した監獄を増築すべきことを示唆している。また、このことを確固たるものとするために「第十三通常議會（帝國議會）に於て該法案（監獄費国庫支弁案）が必ず通過することを確信する（）は筆者補注」と期待を寄せる一方で、法案が通らず監獄の改善が望めない場合には「外国人は必ず不平不満を抱き国际上の衝突及び紛議を匿起するであろう」との警告で報告書は結ばれている⁽¹⁹⁾。この報告書は外国人処遇に関する理論的支柱を示して監獄整備を強化させるだけではなく、政府関係者に対して監獄費国庫支弁案成立への強い危機感をかきたてた。

(二) 英国公使の要求

明治三十一年一月一七日、英国公使から外国人処遇に関する要望書が青木周蔵外務大臣を通じて西郷従道内務大臣に提出された。概要は以下の通りである。モリス・エドワード・ベンネット (Maurice Edward Bennet) は神戸において物品騙取・詐欺の嫌疑で警察官に逮捕され、横浜に護送された。最初ベンネットはアメリカ合衆国の国民であることを主張したが、合衆国領事に承認を拒否されたために今度は英国臣民であることを主張し、英国領事官に引き渡されるまで横浜監獄に監禁された⁽²⁰⁾。その際に、ベンネットは自身が横浜監獄で受けた扱いについて英国総領事代理に以下のように陳述をした。「食事の時間に小さなカップに一杯だけ水が与えられるだけで、ほかの時

間に水を頼んでも拒否された。何度も頼み続けたが、看守の返答はなかった。……のどが渇きすぎて食事ものどを通らず、もはや我慢ができなくなったために水を与えてくれるよう頼んだが、看守は私を見て嘲笑した。私はドアを叩きながら叫び、水を懇願したが、主席看守は私を別の房に連れ出すよう命令した。小さくて暗い房で私は動揺し、再びドアを叩き叫び始めた。同じ看守がついに水を持ってきたが、彼は縄も持ってきており、私は後ろ手に縛られた。あまりにもきつく縛られすぎたために、私の顔は青ざめ、嘔吐した。私はきつく縛りすぎていると叫んだが、看守は何も言わず嘲笑するだけであった。……私は運動の時間も与えられず、別の日には囚人に支給された塩をわざと顔に投げつけられたこともある¹²⁾と監獄で受けた虐待行為を訴えている。この陳述に基づいて英国総領事代理は典獄に種々の質問をしているが、「なぜ囚人には水を与えず、縄で縛るのか」との質問に対し、「囚人たちが『大変やかましい』からだ」と主席看守は返答している。これらを考慮したうえで、日本政府に対して「外国人所遇ニ関スル英国公使ノ覚書」を提出し、外国人の取扱に対して以下の三つの問題点を示唆した。

- ① 囚徒に給与する水が適量とは程遠い。
- ② 裁判を待つ間、書籍や清潔な下着を支給するなど多くのことを容認すべきである。また、寛暇を推進し、さらに運動の時間を増やすべきである。
- ③ 横浜監獄で実施されている懲戒方法を欧米人に適用するには厳酷すぎる。監房は暗く、狭小すぎて大の字に横たわることもできないため欧米人には適さない。囚徒は暑さや寒さにさらされるだけでなく、盛夏に水も与えられずに監房に幽閉されるのはすぐに精神錯乱に陥る危険性があり健康に悪影響を及ぼす。規律を守らない囚徒を制御するために網縄を用いることを非難はしないが、血液循環を妨げる虞があるため凶暴を制御するために有害の虞のない緊真な上衣を用いるほうが良い。

条約改正が実現したとはいえ、とにかく外国人犯罪者に対し厳正確実な刑の執行が果たしてできるのかとの危惧の念が強く、イギリス側は「監獄當局者ニ注意ヲ促サレンコトヲ希望スルナリ」と締め括って日本監獄内における外国人収監者に対する処遇を牽制するとともに日本政府に対し外国人処遇への配慮を迫っている。

また、改正条約実施直前の明治三二年（一八九九）七月一日、神戸在住外国人による万国内地雑居準備委員会（The Kobe International Committee）六名が外国人処遇の準備状況視察のため兵庫県監獄を参観したことが兵庫イブニングニュース新聞（The Hiogo Evening News）と神戸クロニクル新聞（The Kobe Chronicle）で報道された。⁽²⁾参観に同行した新聞記者たちは外国人用に新設されつつあった居房構造や準備された清潔な衣類、西洋料理の経験のあるコックによる外国人囚徒用の特別食、囚徒が自由に飲める給水箱などを検分し、おおむね妥当な処遇であると納得しているが、湯タンポを暖房に代える措置については危惧の念を表明している。さらにこの記事には監獄参観の結果、イギリスが日本監獄で欧米人には日本人と区別した特別処遇をなすべきことを強硬に主張したこと、これに対して、内務省当局は、行刑の本義が「処遇の公平」であるとの立場を崩さないものの「風俗習慣を異にする外国人に個別的配慮をすることは実質的な公平になる」との見解でイギリスの要請に応じ、日本人とは違う特別処遇を行うと約束したことが記載されている。内務省はイギリスの感情を害し、外交に悪影響を与えることを強く心配していたのである。日本側の対応がかなり及び腰であったことがみてとれる。

結果的に日本政府は改正条約に最初に調印したイギリスの要求を無視することができず、緊要な実務課題となっていた外国人の拘禁対策に対して苦渋の判断をせざるをえなかったと考えられる。また、イギリスによる処遇改善要求は外国人処遇問題の解決と関連して、日本政府の配慮を確固たるものとするために処遇面の改善だけではなく財政面の抜本的改革、すなわち監獄費国庫支弁回復による財政的裏付けが急務であることを明確にした。法権を回

復したとはいえ、イギリスの存在は日本外交を圧する力を依然としてもっていたのである。このような日本監獄における外国人処遇への懸念に対する外圧が処遇改善に止まらず、監獄費国庫支弁法案への大きな原動力となっていくことになる。

三 明治三二年「監獄則」改正

(一) 全国典獄会議における外国人処遇規定の整備

改正条約実施により、外国人犯罪が急増して我が国の治安に影響を与え、監獄もかつて経験したことのない新たな問題への対応を日常的に行うことが予想された。だが、外国にはそれぞれ固有の生活風土があるため、言語のみならず、食習慣・風俗・文化・生活様式等を我が国と異にしている外国人被收容者を日本人と同様に一律・画一的に扱うのは処遇の実質的公平性を欠く場合が生じうる。小河滋次郎の獄務調査、イギリスによる監獄参観の結果をうけて、必ずしも組織的な経験の蓄積がなかった外国人犯罪に対処する新たな問題に対して、我が国がどのように把握し対処していくのか。今後の我が国の国際化、多文化共生を考える上で重要になることから、外国人処遇対策における最初の活動は、府県監獄の長である典獄から外国人拘禁に関して予想される処遇遂行上の問題点を聞き出すことであった。そこで、明治三〇年七月三日から一〇日に開催された全国典獄会議は欧米外国人の收容・処遇問題の協議に費やされた。

樺山資紀内務大臣は、この意を体し、歴史的局面である外国人拘禁処遇の重要性を次の如く述べている。

「追々時勢ハ進歩シマスルシ殊ニ近年彼ノ改正條約ノ實施ト云フ場合ニナツテ來マシタ之ニ就テハ日本ノ開國以來未曾有ノ事デアツテ各般ノ制度上ニ付テ餘程此外國人ヲ我カ法律ノ下ニ安ンジサセルト云フ事ニ付マシテハ容

易ナラヌコトテ夫々注意モセネハナラヌ法律ヤ何カモ幾分カ更正セネハナラヌ御承知ノ通り此監獄制度上ニ付マシテハ固ヨリ外國人ノ拘禁等ニ就テハ夫々御研究モ下サレ御注意下サレネハナラヌ斯ノ亜細亞ノ人種ヨリ違ツタ歐米人等ニ於テハ衣食住各々異ナツテ居ル夫ニ付テハ兎角夫々適當ナル方法モ取ラネハナラヌ事テアラウト考ヘマス能ク此事ニ就キマシテハ將來ノ事諸君ニ於テ深く御注意下サレネハナラヌカラ此今日ノ御諮問シタ件々等ニ就テモ充分御注意ヲ願ヒタイ・・・宜シク囚人ニ對シテハ言語等其當ヲ得テ夫々其宜シキヲ得ント云フコトカ必要テアラウト思ヒマス夫レカラ囚徒ハ多數ノ者テモアリ此個人ヲ夫々待遇スル處ノ即其職業其他各種ノ事情等ニ依リマシテハ成ルヘク相當ナル其業ニ對シ其事情ニ依テ宜シク囚人ノ警戒ヲ加ヘテ第一此悔悛ヲサセルト云フコトカ誠ニ必要ナ事テアル・・・」⁽¹⁵⁾

樺山は、改正条約実施後の外国人拘禁においては、「勢ひ獄舎の改築其の他諸種の改良を爲さざる可からず」⁽¹⁶⁾、又、「慎重に慎重の注意を加へて緩嚴其の度を異にすること」⁽¹⁷⁾がないようにしなければならないと示唆するとともに、「囚人処遇に関しては個人的關係を省察して各々その待遇をなすべきで、幼老強弱等身体健康の度合を異にするものはその取扱上相當の保護を加えなければならぬ」と述べて小河滋次郎と共通の認識を示した。また、小河の欧州獄務調査にも言及し、「監獄改造ニ付テモ今申ス通り文明ノ國テモ今ニ適セスト云フコトヲ聞キマシタカラ余程之モ講究シテ此時勢ニ適當ナル構造ヲ計圖セネハナラヌ」⁽¹⁸⁾と強調した。

審議では、「改正條約實施後外國人を拘禁する場合に敢て風俗習慣の異同國際上の關係等に依り自ら其処遇を異にするの必要あるべし」⁽¹⁹⁾との趣旨から、諮問事項一九項目が議論された。以下に要点を述べる。

一 外國人は我國人と全く之を別異するの必要ありや若其必要ありとせば少くも或地方を限り特に之か爲一監を設くるの必要ありや又は現在の監房の一部を以て之に充て差支なきやまた工場浴場等は如何

二 特別に監房を設くるものとせば囚人被告人病者幼年者男女等の區別は總て一棟の下に於て之を爲すを便とするや或は各監内に於て其區別を爲すべきや

三 歐米人その他の外國人とは其風俗習慣互に異なるものあり處遇上如何に之を區別すべきや

第一から第三事項については、「外國人は或る地方に外國監とも云ふべきものを建設し、之に集取して刑を執行すること」⁽¹³⁾、「各縣監獄の一部を外國人拘禁場とすること」⁽¹⁴⁾の二種に意見が分かれた。しかし、我が国の監獄改良は實を揚げていと欧州各国に認識されており、外國人拘禁の準備も整っていることも欧米諸國は認めている、したがって、今更外國人拘禁処遇法を仰々しく講ずるのは「外國に對し慊然なき能はず」⁽¹⁵⁾、又、外國といえども入監者の多くは劣等の人物であるため、わざわざ監獄を新築する必要はない、とされた。監獄は個人的処遇を目的としているため、むしろ外國人のために適切な法を講ずるより、内地人の上流社会の者が入監した場合の処遇法を完実すれば足りる、すなわち、内外國の區別をせずに「個人適當の方法」⁽¹⁶⁾を講ずるべきであるとされた。

四 監房の構造房内及工場に於ける便器其他の設備に關する見込如何

監房の構造は、敢て内外人の區別をする必要はなく、戸扉を広くし房内に椅子を置くこと、木造は不可とされた。五 食料の種類數量及食器に關する見込如何

食料の種類如何は衛生と直接の關係を有するために多年の問題とされ、衛生に關して意見が分かれた。しかし、日本人と同様の食糧を与えるべきとされ、もし衛生を害する場合にはスープや肉類を与えることとされた。ただし、小河の外國における献立及び食糧給与の方法説明によつて、食糧には多少の區別をすべきことが決定されている。

六 衣服器具等は如何又靴及靴足袋を與ふるの必要なきや

粗製の靴及び足袋を与え、衣服器具は少し調製に「意を用ひて」⁽¹⁷⁾着用させるべきとされた。

七 支那人及朝鮮人の頭髮は如何すべきや

支那人及び朝鮮人の頭髮を存置することは異口同音に可能とのことであつたが、中には日本人も短雍の必要はないとの説もあつた。結局、頭髮は清潔及び紀律を確保することを目的とし、個人待遇を必要とする、したがつて、長期刑の者は支那朝鮮人の別なく之を短雍し、「放免前相當の期間之を剃除せずして貯へしむるの方法を要す」との意見が有力とされた。

八 坐臥動作禮式等は習慣に依り異にするの必要なきや

坐臥は所屬国の慣例に依拠し、動作及び禮式は我が国の制度に則らしむるべきとされた。

九 言語宗教の異同に依り教誨の方法を異にするの必要なきや

言語宗教の異同に依り、教誨の方法を異にする必要がある。

十 言語の互に同しからざる外國人に對する書信檢閲又は代筆看讀書籍の檢閲接見の立會尋問命令等は如何すべきや

同一の言語を使用する外國人が數十人いる場合は通弁看守を置く必要があるが、少数しかない場合には設置することは困難となる。書信接見は、自国の文書言語が必要であれば囚人に通弁料及び翻譯料を出させてこれを許可することは可能である。

十一 役業の種類は別に之を撰定するの必要なきや

撰定する必要はないが、外國人は手指の作用が鈍いので成るべく手工を避ける必要がある。

十二 宗教上の關係より葬儀禮拜其他免役日等に特例を設くるの必要なきや

対等条約の結果として特例を設ける必要はないと結論付けられたが、外國人に対しては宗教上の便宜を図り、で

きる限り特例を設けることとされた。

十三 幼年囚懲治人の教育は其方法を異にするの必要なきや

十四 在監人の請求に依り工錢其他所持金を本國の父母妻子に送付するの手續及出納官吏の責任如何

十五 身上の調査は如何なる方法を以て之を爲すや

十六 歐米人は繩を以て身體を縛するを忌むの風あるが如し手錠其他の物を以て之に代ふるの必要なきや

十七 携帶乳児成規の年齢に達し引取人なきときは如何

十八 刑死者又は死亡者に關する通知は何人に之を爲すべきや

十九 逃走者死亡者の遺留金品にして受くべき者なきときの處分如何

第一三号から第一九号は縮めて議題とされた。第一三号は方法を異にする必要はあるが、大体は第九と第十の意見と同じとされた。第一四号は一応在監人に下付の上送付の手續を爲すこと、第一五号は必要あらば領事に托して爲すことは妨げにならない、第一六号は、手錠を用いるのはかまわない、第一七号は「領事に爲さしむるを可とす」、⁽¹⁷⁾第一八号は領事に通知する、第一九号は「同上其他婦女身躰検査の方法等に就き意見あり」⁽¹⁸⁾とされた。

明治三〇年全国典獄會議での処遇重点事項は、①監獄官吏との意思疎通を図ること、②厳正な規律の維持に努めること、③我が国に対する理解を深めさせること、の三点に集約できる。特に施設内の意思疎通は極めて重要な問題であり、それには何よりも言語と生活習慣、宗教的背景についての理解は欠かせない。とりわけ言語は意思疎通にとって最大の課題となる。対策として、警保局長が監獄官吏の養成のために練習所の開設予定があることを説明している。

明治三一年九月一五日から二五日まで開催された全国典獄會議では、欧米外国人の拘禁・処遇について明治三〇

年典獄會議の諮問事項を踏まえたうえで指示⁽¹³⁾がなされた。

明治三二年五月一日から二五日まで開催された全国典獄會議で西郷従道内務大臣は「外国人ニ對シテ我が法權ノ威嚴ヲ保チ列國ヲシテ我監獄事業ノ整備ヲ知ラシムルニ至ル事ヲ欲スル⁽¹⁴⁾」と訓示した。しかし、小松原英太郎内務次官はつぎのように述べ、西郷の訓示に難色を示した。

「改正條約實施ニアリマシテ風俗習慣ノ異ナル外國人ヲ取扱ヒマスル場合其處遇上ニ就テハ、是ハ風俗習慣ヲ異ニスル者テアリマスカラ取扱上多少ノ斟酌ヲ加フル必要ガアルノテアリマス。・・而シテ監獄改良ノ實ヲ舉グルコトヲ得ルト否トハ司獄官吏ノ如何ニ存スルト思ヒマス。・・外囚ニ對スル處遇。・・其指示サレタ事項ハ風俗習慣ノ異ナル點ヲ顧テ處遇上ニ於テ多少斟酌ヲ用フルヲ要スル點ニ就テノ事項ヲ列ヘテ有ルノデアリマスガ彼我囚人ノ間ニ於キマシテ處遇上ニ於テ寬嚴ノ差ノ有ルベカラサルコトハ勿論デアリマスガ風俗人情ヲ異ニスル外囚ニ對シマシテ多少ノ斟酌ヲ加フルト申スコトハ多少ノ斟酌ヲ加フルコトニ依リマシテ行刑ノ公平適實ヲ圖ラント欲スルニ外ナラヌノデアリマス若シ人情風俗ヲ異ニシテ居ル外人ニ對シテモ一切夫等ノ事顧ミズシテ一律ニ處遇スルコトニナリマシタナラバ外國人ハ苦痛ヲ感スルコト甚シク或ハ健康ヲ害スルニ至デアラウト思ヒマス。・・彼等ハ起居飲食等ニ於テ元來習慣ヲ異ニシテ居ル、是等ノ習慣ヲ異ニシテ居ル點ニ就テハ多少ノ斟酌ヲ加ヘテ行刑上ニ於テ公平適實ヲ期スルコトハ刑ノ執行ノ任ニ當ル者ノ當然注意セナケレバナラヌ點デアリマス此點ハ誤解ノ無キヤウニ諸君ノ充分御注意ニナツテ居ルコトガ必要デアラウ⁽¹⁵⁾」

小松原は、外国人処遇に関して注意を払うべきことを指示し、文化及び風俗習慣の違いに配慮した個別指導と心情安定に留意した処遇の実施を強調している。また、この処遇の実現のために処遇に直接かわる監獄官吏の能力向上が必要であること、外国文化への理解と対応を求めた。すなわち、小松原は外国人処遇に対処しうる最大の施

策は、「意識の国際化」であり、異なった文化の価値を認め、意識を世界に向け相互理解を深めることが犯罪者の国際化に対応する原動力となるとするのである。小松原の見解は欧米諸国側になりに配慮した内容であるといえよう。

(二) 明治三十二年「監獄則」の部分改正と外国人処遇標準の内訓

全国典獄会議での協議を踏まえて、必要とされる条項を盛り込み、明治三十二年七月、「改正條約實施後ノ各國人ヲ監獄ニ拘禁シタル場合ニ於テ特ニ之カ爲メニ其ノ待遇ヲ殊別スヘキ必要ナシト雖然カモ個人的關係ノ如何ニ依リ全然内國人ト同一ノ待遇ヲ爲ス能ハサル場合ナシトセス是ヲ以テ我風俗習慣ニ馴レサル囚人ニ對シテハ適當ノ斟酌ヲ施行刑ノ公平ヲ期セサルヘカラス」とする趣旨から、外国人収容の具体的対策のために外国人に實際適用される「外国人ノ処遇標準」(内務省内訓第七二二号)¹⁴⁾ および「外国人食物衣服等種類製式調理方法」(監獄局長通牒秘甲第二〇七号)¹⁵⁾ が内訓された。前者は、監房の構造・暖房設備、寝台・寝具・衣類・雑具の備付と給貸与、食物、祈祷・説教などの宗教活動、作業・接見の方法、頭髮剪剃などの衛生措置二〇項目について特別待遇を指示している。後者は、その中でも日常生活でとかく問題の生じやすい食物や衣類などについて詳細に指示した。例えば、男女共に冬服・夏服の別に洋服類似の形状とすることとし、靴下をつけ、靴は底部を木製とし、その他の部分はズックとするものとされた。女囚には常に下股引を穿くことが指示された。食事についてもパンと表現せず、夕食につき小麦粉、朝昼には粥と例示され、麵包は一日三回一回四十匁、肉は一週一二〇匁三回以上とし、「麵包二代ユルニ脂肪米馬鈴薯豆類混合ノ雑炊ライスカレー等日本食類似ノモノヲ与ヘ可成的速ニ日本食ニ堪ユルノ慣習ヲ生セシムルノ注意アルヲ要ス」とされた。また、未決者に限り、バター・チーズ・牛乳等の購入が認められている。

明治三十二年「監獄則」制定以来一〇年を経過した過程で生じた問題点を整理し、その一部改正(勅令第三四四号)

と「監獄則施行細則」(内務省令第三八号)の全面改正が改正条約実施と同じ日、明治三二年七月一七日に行われた。「監獄則」の改正部分は、これまで外国人拘禁に関する規定がなかったことからそれに対応する規程を加え、あわせて時勢の変遷に照らし最小限必要とされるものに限る小幅なものであった。また、当時はかねてからの刑法改正が進行中であったため、「監獄則ハ他日刑法ノ改正ニ伴ヒ根本ヨリ之ヲ改ムルノ必要ヲ生スルハ必然ナリト雖モ・・・之ヲ後日ニ譲リ目下差當リ改正ヲ要スル箇條ニ就キ・・・改正ヲ施サントスル」⁽¹⁶⁾、すなわち刑法に関連する問題については処理を後日にまわすことになった。

明治三二年の「監獄則」改正の要点は、以下の六つである。①作業賦課の標準を改め、作業指定に際しては各囚の体力に加えて、刑名・罪質・年齢・技能・将来の生計等を斟酌すべきこと(監獄則改正一七条)。②給与工賃計算基準を変更し従来の重罪軽罪による区分のほか、初入者と再入者および賞表の個数により差別を設けて行状評価を加味し、再入者についても刑期一年以上を経過し作業に勉励するときは初入者の例に準じて扱うこと(同上二二条)。③刑事被告人に対しては監獄の規律を害さない範囲で待遇を寛大にし、また教化に留意して請願に応じて教誨を加えること(同上三〇条)。なお、教誨は教誨師のみに限定しない。④図書閲読では「修身、宗教、教育、職業」の各書籍項目を取り払い、閲読許可範囲の拡大が図られたこと(同上三二条二項)⁽¹⁷⁾。⑤刑の個別化と作業の職業訓練的技能を強化したこと(監獄則施行改則三六条・三七条)。⑥外役囚の条件を原則として刑期の二分の一経過を条件に女子とともに刑期六月以下の者を除外したこと(同上三九条)。また、監獄作業の種類は、明治二二年「監獄則」下では民間との囚人雇傭契約などが存在し、不適当な業種もあり、小河滋次郎は「懲戒ニ適スルモノハ経済ニ利アラズ経済ニ利アルモノハ即チ懲戒ニ不可ナリ両ツナカラ相俟ツテ戻ラサル所ノモノハ蓋シ罕レナリ監獄作業ヲ撰択スルノ困難ナル所以ニシテ多數ノ種類ヲ設備スルコト能ハサルモ亦之レカ爲ナリ」⁽¹⁷⁾と指摘していた。そ

のため作業賦課に統一性と制約をもたせるために、内務大臣の認可を必要とする（「監獄則施行細則」三八条）認可制とした。ゼーバツハ・小河等による教化目的を基調とした作業理念が監獄法令に反映され、処遇は理念的発展を遂げている。監獄作業の懲戒、収益主義から、教化・職業訓練主義への転換が図られたのである。

外国人收容にかかわる「監獄則」の改正点は、外国人処遇に対する配慮から、内務大臣の許可を必要とする臨時服役免除の規定を置き、その所属国の国祭および宗教祭日の免業を認めたこと、教誨を強化する趣旨から日曜日就役を廃止して日曜日を全休日とし、教誨・書信・書籍看読に当てるとしたこと（「監獄則施行細則」三二条）、外国人に給与する食物の種類・分量を例外とし、その費用増額を認めたこと（「監獄則施行細則」二八条）などである。¹⁸⁾

おわりに

明治二七年（一八九四）七月、長年の悲願だった条約改正がイギリスとの間で成立し、明治政府は新条約実施までに諸法制とその運用を整備して外国人の内地雑居に備えることになった。これは監獄についても例外ではなく、我が国は法治国家として近代化を達成しつつあることを欧米諸国に対して誇示するだけでなく、欧米列国同一の監獄主義に調和してゆくことが必要不可欠であった。そのために、対外政策として、明治政府は改正条約実施後の外国人收容を想定した法制整備のために国際監獄会議への参加を企図し、政府委員小河滋次郎のバリ国際監獄会議（明治二八年六月）への出席ならびに最新の欧州監獄調査を通じて日本監獄の問題点を明らかにした。一方、領事裁判権撤廃に伴う外国人收容を憂慮したイギリスによって日本監獄視察が行われ、外国人の目からみた日本監獄の実情と問題点が浮き彫りになった。その結果、以下の三点が明らかになった。

① 国際監獄会議への参加と欧州監獄調査

改正条約実施を意識し、明治二八年六月、パリで開催された第五回国際監獄會議に国内外の監獄理論・実務に精通した小河滋次郎を派遣して積極的に會議の議論に参画するとともに、我が国の監獄運営が世界水準にあることを世界に示した。

小河は、會議に出席するだけでなく、欧州の監獄制度、免囚保護、感化事業、貧民救助など各国の監獄の実情を視察し、日本とは異なつた監獄建築および処遇法に驚くとともに、監獄法の建前と実体をその目で確認した。最初の視察地である香港では、監獄建築規模が大きいにもかかわらず監獄事務が簡易で典獄が少ないことに好印象をもつたが、人種によって処遇差がありすぎることを問題視している。フランスでは、監獄官吏が長期間在職し、官吏が少なく事務を簡便にする工夫がなされていること、保護事業が盛んであることに関心を寄せるとともに、フランスが当時有していた監獄費国库支弁問題、囚徒殖民論などに日本との共通点を見出した。ドイツでは、クローネのもとで実務研究・監獄巡閲随員・大学聴講に従事した。その結果、日本が欧州から学ぶ事柄について、監獄財政改善策と監獄の分房制を挙げている。また、小河は分房制を徹底するために監獄改築と監獄官吏育成の必要性を主張した。小河のこれらの指摘は説得力を持つものとして周囲への影響力が大きかった。

② イギリスによる収監外国人処遇改善要求

改正条約実施によって外国人にも我が国の裁判権及び刑罰が科されることへの強い警戒感から、明治三十一年にイギリスは積極的に日本監獄視察を行った。最初に視察を行った横濱商業會議所所員は、大監獄と地方小監獄との処遇差を指摘し、地方小監獄は「処遇に値しない」と危惧の念を示した。また、英国公使は西郷従道内務大臣に「外国人処遇二関スル英国公使ノ覚書」を提出して、外国人に対する過酷で悲惨な処遇実態を非難するとともに、(i) 水分補給、(ii) 衛生・休養、(iii) 懲戒方法に関する具体的勧告案を提示した。

イギリスは監獄視察の結果から、日本監獄が抱えるこれらの問題の原因が監獄費の地方負担にあると分析し、解決には監獄費国庫支弁の回復が必要不可欠となることを警告した。さらにイギリスは自国民の保護のために欧米人には日本人と区別した特別処遇をなすべきことを強硬に迫った。事態を穩便に収拾させるために、内務省はこの要請に対して外国人処遇への配慮を確約した。

③ 明治三二年「監獄則」改正

小河滋次郎の欧州獄務調査とイギリスによる日本監獄視察の結果をうけ、明治三〇年七月三日と明治三一年九月一五日に開催された全国典獄会議では欧米外国人の拘禁・処遇問題が主要議題となった。樺山資紀内務大臣と小松原英太郎内務次官は、外国人処遇における個別処遇の重要性を強調するとともに、監獄官吏と外国人収監者との意思疎通を図るために監獄官吏の能力向上と意識の国際化が外国人処遇に対処し得る最大の施策であると示唆した。

この典獄会議の決議事項と小河滋次郎の欧州監獄調査を基礎に、明治三二年七月、明治三二年「監獄則」の部分改正と「監獄則施行細則」の全面的改正が行われた。刑法改正事業との関連で「監獄則」改正は必要最小限にとどまったが、外国人の所属国の祭日・宗教祭日に免業を認めること、日曜日就役をやめること、被告人の処遇を緩和すること、などを加えた。また、外国人拘禁の具体策として、明治三二年七月「風俗習慣を異にする囚人処遇標準」(内務省内訓七一二号)と「風俗習慣を異にする囚人食物衣類等標準」(監獄局長通牒秘二〇七号)が發布された。

明治三二年、改正条約の実施は、日本行刑の発展を大きく区切る歴史的な分岐点になった。それまでの監獄改良のすべての営みは不平等条約改正に向けられたものであったが、この年以降に行われた監獄改良事業は対外的な掣肘から離れ、他国の存在を意識することなく日本独自の立場で自発的に行われることになった。その第一歩が長年

の課題となっていた監獄費国庫負担問題の解決である。また、監獄費国庫負担の実現とあわせて監獄所管が内務省から司法省へと移されているが、内務省が担っていた監獄事務を司法省に移管するに至った原因は何だったのか。監獄費国庫負担問題解決に向けた帝国議会の審議過程を検討するとともに、明治三〇年代を通じて行われた司法制度の整備と統一、さらにその流れの中で制定された明治四一年「監獄法」について考察することが今後の課題となる。

(1) 小河滋次郎(文久三「一八六三」—大正一四「一九二五」)。監獄学者、社会事業家。上田藩(長野県上田市)に生まれ、最初医師になろうとしたが、途中で志を変え東京外語学校独逸語学科、東京専門学校法律学校を経て東京帝国大学法学部別科法学科に学び、穂積陳重の下で監獄学を修めた後ドイツに留学する。明治一九年(一八八六)、内務省属として警保局に入る。その後、監獄制度形成に尽力した御雇外国人ゼーバッハの訳官を勤める。明治二八年パリで開催された国際監獄会議に日本政府代表として派遣され、明治三〇年に帰国するまでドイツに留学し、欧米の監獄並びに社会事業に関して学ぶ。明治三三年制定の感化法起草に携わる。監獄行政が内務省から司法省へ移管された際には司法省に移り、司法省監獄事務官、監獄局獄務課長となり、明治三九年法学博士の学位を受ける。明治四一年四月に司法省を退職する。明治四一年四月一七日から明治四三年五月まで清国政府監獄顧問となった。帰国後は明治四四年より内務省地方局事務取扱嘱託を引き受け、社会問題の研究に専念したほか、国立感化院創立に加わり、救済事業調査委員会に任ぜられる。大正二年(一九一三)大阪府救済事業嘱託として救済事業・感化救済事業に携わり、現在の民生委員の前進である方面委員制度を作るなど社会福祉の分野で先駆的な仕事をする。大正一三年に財団法人日本生命済生会理事となる(『監獄の現在』、日本評論社、一九八八年、一九三—一九五頁)。

(2) 重松一義『外国人刑事法制体系化への史的試論』(中央学院大学総合科学研究所、一九八六年)は、古代から昭和にかけての外国人刑事法制について検討しているが、ほぼ日本側の視点に立つかなり概略的な考察にとどまる。

(3) 拙稿「明治前期の監獄法改革—明治五年「監獄則」から明治一四年「改正監獄則」へ—」神戸法学雑誌五八卷三号、二

- 〇〇八年、一三四頁。
- (4) 法務大臣官房司法法制調査部「國際監獄會議」法務資料第三九六号、一九六六年、三六頁。
- (5) 前掲「國際監獄會議」三六頁。
- (6) 「大日本監獄協會雜誌」第二七号、明治三年、一七頁。同二八号、明治三年、六一九頁。同二九号、明治三年、五一—一八頁。
- (7) 「監獄學雜誌」第三卷第一三三号、明治二五年、一六頁。
- (8) 公使が監獄關係者の代理を勤めたのは、日本と北米合衆国だけであつた。
- (9) 「大日本監獄協會雜誌」第四五号、明治二五年、三五頁。
- (10) 前掲「大日本監獄協會雜誌」第四五号、三五頁。
- (11) 前掲「監獄學雜誌」第三卷第一三三号、二二頁。
- (12) 邦文の「大日本刑獄沿革略史」は、佐野尚が発行兼編輯者となつて明治二八年（一八九五）五月に大日本監獄協會から発行された。本文は六九頁、深井鑑一郎編著、小原重哉の校閲によつた。「囚徒動作之図」は、佐野尚が考案して東京集治監の囚徒に描写させたものである。監獄構造図は東京集治監・鳥取・静岡の三監獄、護送馬車図は岡山・神奈川の二監獄のものを描写したものである。仏訳「大日本刑獄沿革略史」は、加地鈔太郎の仏訳を仏国公使館員サラザンが校閲し、その文字は皇太子の仏語教授係員小出有秀があたつてゐる。また、仏訳「監獄則・監獄則施行細則」は深井鑑一郎編輯、小原重哉校閲で、武田英一が仏訳し、サラザンが校閲してゐる（「大日本監獄協會雜誌」第八二号、明治二八年、目次。同第八三号、明治二八年、二〇—二二頁）。
- (13) 小河は明治二六年九月二六日付で神奈川県監獄署典獄に転任した。これは、左遷ではなく、実務経験に乏しい小河に國際監獄會議出席の準備を兼ねて、研究成果を实地で試し、現場への影響力を持たせる意図があつたと考えられる。
- (14) クルト・フォン・ゼーバッハ (Hans Karl Werner Ott Kurt von Seebach 一八五九—一八九二)。チューリンゲン州エアフルトにおいて貴族の家柄に生まれる。六人兄弟の第三子で、一一歳の頃に普仏戦争（一八七〇年）で軍人だつた父を失ひ、一家と共にベルリンへ移つた。軍人であつた父や兄の長兄の影響もあつて陸軍士官学校に入学、優秀な成績で卒業し母校の教官として採用された。在職中は外国人留學生の指導を手がけ、トルコの留學生が多かつたことから、トルコの兵

制改革にゼーバッハの意見が採用されている。この功績によりトルコ皇帝からオスマニヤ第四等勲章を贈与された。しかし、ゼーバッハは元來病弱であったことから、軍職を退き行刑界に進み、カール・クローネ (Karl Krohne) の下でモアビート (Moabit) 監獄上等監獄官 (書記) として獄務に携わった。明治政府の招聘によって明治二二年 (一八八九) 一月九日に来日し、我が国の監獄改良に一身を捧げた。明治二二年一月から明治二四年六月まで四度にわたり日本各地の監獄を巡閲し、日本監獄の実情とゼーバッハの洞察助言をまとめた監獄巡閲復命書を提出している。また、明治二三年四月一日から五月三十一日、同年一〇月二〇日から明治二四年三月三十一日にかけて東京集治監内に設置された内務省直轄の監獄官練習所にてドイツ監獄法講義と実務訓練を担当した (小河滋次郎「ゼーバッハ先生略伝」、『警察監獄学会雑誌』、明治二四年、一―三頁)。

(15) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第八二号、九―一八頁。

(16) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第八二号、一一頁。

(17) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第八二号、一六頁。

(18) 「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、明治三〇年、五頁。

(19) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、五頁。

(20) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、六頁。

(21) その情景は以下のように記されている (『上田郷友会月報』第一〇四号、明治二八年、一―三頁)。

「二三日、明くればけふの旭影、別けてうららかに我れを送るもの如く嘶く駒の二頭立 (県庁より特に差廻はされたものに係る) 勇ましくこそ打ち乗りて心はずでに巴黎にある、身のかしま立ち祝はんと、英吉利波止場に群集なす多くの人に見送られ、小蒸気船へと乗り移れば景気ぞ添ふる万才の拍手の響きに耳聾し顔赤らみて目は廻はる、車の音も善く波を蹴立てて本船の「カレドニア」号へと着きにけり。」

(22) カレドニア号で神戸・長崎を経た後上海で同国船シドニー号に乗換え (『二八日、午後上海の港口「ウースン」に投錨、小蒸気来り一行を乗せ山の如き怒濤の内を蹴ってシドニー号に移った、規模構造、一も「カレドニア号」に異なる所なく其所属の会社を同ふする所の姉妹船とす碇舶、凡そ二日を越ふべし)、『上田郷友会月報』一〇四号、明治二八年、一―三頁)、香港に到着した。当初は上海にも上陸予定であったが、「上海危険なり」と注意を受けたために上陸を断念し、停泊中の二

日間は船内に滞在している。しかし、上海から乗船した日本人から上海に上陸することは危険ではなかったことを聞き、上陸しなかったことを後悔している（「監獄雜誌」第六卷第四号、明治二八年、一四頁）。

- (23) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一四頁。
- (24) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一五頁。
- (25) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一四頁。
- (26) 「監獄雜誌」第六卷第五号、明治二八年、一九頁。
- (27) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一九頁。
- (28) 黒人を看守に採用する理由は、給料が安く済むこと、黒人は性格が純樸で正直であるとともに、体格が逞しく強壯であるために激務に耐えられるからであった（前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、一二二頁）。
- (29) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一四頁。
- (30) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一四頁。
- (31) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一七頁。
- (32) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一六頁。
- (33) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一六頁。
- (34) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、一二二頁。
- (35) 前掲「監獄雜誌」第六卷第四号、一七頁。
- (36) 香港監獄では毎日三度、三通りの食料が調理されていた（前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、一三三頁）。
- (37) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一五頁。
- (38) 前掲「監獄雜誌」第六卷第五号、一五頁。
- (39) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、七頁。
- (40) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、七頁。
- (41) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、六頁。
- (42) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、二二頁。

- (43) 「監獄雜誌」第六卷第六号、明治二八年、一一頁。
- (44) 「大日本監獄協会雜誌」第八五号、明治二八年、二二頁。
- (45) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、二二頁。
- (46) 「監獄雜誌」第六卷第七号、明治二八年、九頁。
- (47) 「監獄雜誌」第六卷第八号、明治二八年、五頁。
- (48) 前掲「監獄雜誌」第六卷第八号、五頁。
- (49) 前掲「監獄雜誌」第六卷第八号、五頁。
- (50) 前掲「監獄雜誌」第六卷第八号、五頁。
- (51) 第一課・・・収監事務
 第二課・・・短期刑の執行事務・拘置監及び懲治監の事務・仮留監に関する事務
 第三課・・・重罪監及び癡狂院に関する事務
 第四課・・・特教仮出獄及びその他出獄に関する事項・不良幼年者の教育に関する事務
 第五課・・・巡閲・押送及び相貌調査に関する事務
 (前掲「監獄雜誌」第六卷第七号、九頁)。
- (52) 前掲「監獄雜誌」第六卷第八号、一一頁。
- (53) 前掲「監獄雜誌」第六卷第七号、一五頁。
- (54) 前掲「監獄雜誌」第六卷第八号、一一頁。
- (55) フランスでは、未決監及び一年刑以下の囚人を拘禁する地方監獄に限り、建築修繕費が地方負担とされた(小河滋次郎『監獄学』復刻版、五山堂書店、明治二七年、二二〇頁)。
- (56) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、二二頁。
- (57) 前掲「大日本監獄協会雜誌」第一〇八号、二二頁。
- (58) 会議は総会と部会で構成された。部会の議決事項を原案として総会の議事に付したが、総会は部会で議決した原案を可決するだけであつたため形式的なものに止まつた。部会で議論すべき問題は、少なくとも会議開催の一年前までに加盟国が提出し、それをスイスのベルンに設置されていた常設委員が吟味し、採用した問題を加盟各国に送付した。送付された

- 問題に対して各国の学者・監獄関係者が意見書を提出し、会議開催の五、六ヶ月前までに意見書を委員会が整理して主催国に送付、主催国はそれを印刷し各国参列委員に配布した（前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、三四頁）。
- (59) 幼年者処遇への関心の高まりとともに専門的研究改良が必要であるとの趣旨から第四部門幼年者処遇事項が今回から初めて独立して設置された（前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、二六頁）。
- (60) transportation は仏の制度で一八五四—一九三八年施行。有罪判決を受けた者を仏海外領土に送って強制労働に服せしめた。
- (61) 第一部の議題は犯罪被害者の賠償法・刑名の区分法・再犯加重の標準・条件付裁判法の利害・外国裁判受刑者の本国での処分・刑事殖民等であった。第二部では他に懲罰の附加法・運動の実行法・精神病者の刑期計算法などが議題となった。第三部は飲酒者の矯正法・乞食の取締法等が議題となった。第四部では犯罪責任年齢・売淫予防法・国家による親権等が議題となっている（前掲「監獄雑誌」第六卷第八号、一四頁）。
- (62) 前掲「監獄雑誌」第六卷第八号、一四頁。
- (63) 前掲「監獄雑誌」第六卷第八号、一三頁。
- (64) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、三九頁。
- (65) 大日本監獄協会が提出した資料は会場で喝采を浴び、日本の監獄制度が立ち遅れていると考えていた各国代表者たちに欧米の水準に到達しつつあることを認識させるに至った（「大日本監獄協会雑誌」第一〇五卷、明治三〇年、六九頁）。
- (66) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、二八頁。
- (67) 会議の議事は主にフランス語で進行した。小河が五〇日あまりの短期間でフランス語を習得できたとは考えにくいことから、小河が会議で十分に説明責任を果たせたかについては疑問が残る。しかし、フランス政府は会議における小河の活躍に対し勲章を授与している（「監獄雑誌」第八卷一号、四頁に「佛國政府は氏の効績を録し光輝ある同國第三等勲章を贈呈するに至りし」と記されている）。
- (68) 「佛國の監獄を見て當國に來れば實に別天地の感有之申候逆も比較には相成不申候今から思へば佛國の監獄は其進歩改良せざること實に驚べく建物を除けば残る所治獄の実況は殆んど一の価値なしと謂ふも可なり」と述べている（「監獄雑誌」第六卷第九号、明治二八年、二九頁）。

- (69) 前掲「監獄雜誌」第六卷第九号、三〇頁。
- (70) 前掲「監獄雜誌」第六卷第九号、三〇頁。
- (71) 来る八月二四日より同月二九日まで、一週間の予定を以て、端西國ゼネーブ府に於て、刑事人類学列國會議、開催に付き、同國政府より本邦駐在同國総領事を経て、本邦よりも代表委員を派遣せられんことを照会し来りたるよし、刑事人類学は目下の一新題として見るべきものにて、之が研究は監獄学の一部として、最も、必要欠くべからざるを以て、幸ひ、小河氏は尚ほ、独逸國ボン府に滞在せるが故、同氏に該委員を命ぜられ、出席せしむることに決定なりしと言ふ、該會議題等は翻訳欄内に訳出すべし（「大日本監獄協會雜誌」第九八号、明治二九年、三二頁）。
- (72) 「監獄雜誌」第七卷第九号、明治二九年、一二頁。
- (73) 前掲「監獄雜誌」第七卷第九号、一三頁。
- (74) 「小河氏より（小野田）警保局長へ通信」（「大日本監獄協會雜誌」第一〇〇号、明治二九年、三四頁）によれば、「私事不相換無事引続以御蔭万事都合にて研究罷在候間乍憚御省慮被成下度尚又此度は端西國に開設の刑事人類学会議へ出席之命を蒙り、難有奉拝謝候乍不及此好機會に於て此新學問に就ても十分之研究相盡し度心得に候坐候」とある。
- (75) 前掲「監獄雜誌」第七卷第九号、一三頁。
- (76) 「監獄雜誌」第七卷第一二号、明治二九年、九頁。
- (77) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、九頁。
- (78) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、九頁。
- (79) クレムス (Krems) は、オーストリア北東部、ニーダーエスターライヒ州の都市。ウイーンから北西へ鉄道で79 km、ドナウ川の左岸沿いに位置する（『世界地名大事典1』、朝倉書店、一九七三年、四四八頁）。小河は小野田警保局長への書簡において、クレムスの位置を「ウイーンから汽車で三時間ほどのところにある」と説明している（前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、九頁）。
- (80) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、一〇頁。
- (81) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、一〇頁。
- (82) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、一〇頁。

- (83) 小河はモアビート監獄で上等司獄官同様の特権を与えられ、昼夜を問わず監獄に自由に入出入りすることを許されていた〔監獄雜誌〕第六卷第一〇号、明治二八年、一一一—一三三頁。また、モアビート監獄内に小河専用の事務室が用意されるなどクローネから過剰なほど厚遇されている。この背景には、日清戦争の戦勝国として日本が世界各国から注目を浴びていたことも影響したと考えられる。
- (84) 「万国監獄会議派遣委員として、佛國巴黎に派遣せられたる同氏は、目下独逸伯林府にて、同國監獄の調査研究に従事せられ、一面同府大学に通学し、博士ダンパツハ氏の監獄法講義を研究せらるるよしにて、凡ての調査も、中々綿密なるが故に、一朝一夕の克く終了し得ること難ければ、予定の期限、即ち本年三月中旬に、帰朝すること難きを以て、更に一ヶ年留学の儀、其の筋へ申越されたる趣なるが、斯道の爲め、十分研学せしむるの必要はあるも、予定の期限外、一ヶ年の官費留学は経費の点等より六ヶしとて、特に本年五月迄には、官費留学のこととなりしが、其の後は私費にても、滞在したき趣なれば、来年の三月下旬ならでは帰朝せられざる筈なり〔大日本監獄協會雜誌〕第九二号、明治二九年、一一頁〕。
- (85) 前掲「監獄雜誌」第六卷第一〇号、一三三頁。
- (86) 「善き所は飽くまで善く、悪しき所は極端に悪しく我國の監獄にも遙かに劣り候様なる雑居監獄も亦た不尠」と述べている〔監獄雜誌〕第六卷第二二号、明治二八年、五四頁〕。
- (87) 前掲「監獄雜誌」第六卷第二二号、五四頁。
- (88) 「監獄雜誌」第七卷第一号、明治二九年、一一頁。
- (89) 前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、一一頁。
- (90) ドイツの監獄は内務・司法両省が分轄し、内務省所轄監獄が地方庁直隸、司法省所轄監獄は裁判所直隸であった。両所轄監獄ともに監獄官吏は監獄知識に乏しく、監獄は囚人をただ繋いでおくだけの牢屋のような有様であった〔前掲「監獄雜誌」第七卷第一号、一五頁〕。このような状況を改善するためにクローネの発案で明治二九年（一八九六）一月にベルリンに書記官及び判検事を招集し、短期間で監獄に関する講習を行う獄務講習所を開設することになった。講習への参加許可を得た小河は、第一回と第二回の講習に参加している〔監獄雜誌〕第七卷第三号、明治二九年、一一—一二頁〕。
- (91) 当時のドイツ三大刑法学者は、ポンのゾイフェルト・ベルリンのベンネル・ハレのリストであった。九月に開講した第二回獄務講習会でリストとゾイフェルトが監獄学の講義を担当している〔監獄雜誌〕第七卷第六号、明治二九年、一二

頁)。

- (92) 前掲「監獄雜誌」第七卷第六号、一三頁。
- (93) 小河はこの地方の犯罪原因をボン市民の気性が軽躁であり、ライン地方名産の酒による過度の飲酒が影響しているとプロファイリングしている。すなわち、土曜日に労働者の賃金が支払われるために、酒場で飲酒をしているうちに喧嘩になり殺傷へと発展する。または飲みすぎて賃金を使い果たした結果、窃盗・強盗を犯したり、自暴自棄になって自殺や虐待に至るというのである(前掲「監獄雜誌」第七卷第六号、一一一―一四頁)。
- (94) 一八二〇年代、キリスト教に基づく監獄協会(Gefängnisgesellschaften)及び受刑者擁護団体(Gefangenfürsorgervereine)が設立されるようになった。ドイツ最初の監獄協会は、一八二六年に牧会者テオドル・フリートナー(Theodor Friedner)のイニシアチブで設立されたライン・ヴェストファーレン監獄協会、及び一八二七年に設立されたベルリン援護会であった。これらは釈放者保護だけを行ったのではなく、犯罪者の改善施設としての監獄の理想像を掲げ、被収容者の教育及び牧会の世話にも尽力した(Mittermayer, W. Gefängniskunde – Ein Lehrbuch für Studium und Praxis, Berlin u.a. 1954, S. 23)。
- (95) 当時、出獄人保護制度はスイスが最も進んでいるとされ、第二がバイエルンとされていた。バイエルンでは出獄人保護事業関連資金は、王室・県庁と市庁の保護金・囚徒工銭利子・出獄人工銭から得ていたため資金には恵まれていた。ドイツでも慈善事業関連資金を得ることは容易であると述べているが、その反面我が国では理想とは程遠いとしている(前掲「監獄雜誌」第七卷第六号、一六一―一七頁)。
- (96) 前掲「監獄雜誌」第七卷第六号、七―八頁。
- (97) 「大日本監獄協会雑誌」第一〇四号、明治三〇年、一七頁。
- (98) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、六頁。
- (99) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、六頁。
- (100) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、七頁。
- (101) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、八頁。
- (102) 香港では帝國領事館にて領事官の紹介状をもらい、監獄の典獄に願い出れば監獄参観の許可を得ることができた。香港

監獄では典獄自らが小河を案内している。欧州では監獄参観許可の権限の多くが所轄大臣に属していたため、少なくとも監獄事務を統括している中央機関の長官である監獄局長に特許を得る必要があった（前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、九頁）。

- (103) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、一〇頁。
- (104) 「日本ではまた監獄で拷問を用ひたり、非常の虐待をする有様であるといふようなことを言ふて居る者がございました」（前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、一〇頁）。
- (105) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、一一頁。
- (106) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、二二頁。
- (107) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、四二頁。
- (108) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、四五頁。
- (109) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一〇八号、四五頁。
- (110) 幕末期に新しく横浜が開港されると、上海や香港などの居留地や植民地で荒稼ぎをしていた外国人商人たちが横浜に殺到し日本人商人たちと荒っぽい商取引を繰り返していた。このような状況ではまともな商売は長続きしないと見たジャバン・タイムズ紙のリッカビーが原動力となって「外国人商業会議所」の設立を呼び掛け、紆余曲折の末、かなり多勢の商人を集め、行動力あふれる委員、人気の高い会頭（ウォルシュ・ホール）を選び、実用的かつフランスのとれた会則などを定めて、慶応二年（一八六六）一月四日、横濱商業会議所が設立された。歴代の会議所会頭には横濱在留の有力商社の社主または社長が就任した。横濱商業会議所は横濱の外国人商人社会の利益を保護・発展させることを至上目的とし、取り上げる様々な問題に対してそのつど特別委員会を編成し、検討の末、条約諸国の公使または領事に対し陳情書・意見書などを提出した（横濱開港資料館・横浜居留地研究会編『横浜居留地と異文化交流—一九世紀後半の国際都市を読む—』、山川出版社、一九九六年、三九二頁）。
- (11) "A VISIT TO SUGAMO PRISON," *The Japan Weekly Mail*, April 23, 1898. (横濱開港資料館蔵。マイクロフィルム版による)。明治三十二年六月十五日「横濱商業会議所々員監獄視察報告」〔矯正図書館蔵「公文編年録」所収〕。ただし、「横濱商業会議所々員監獄視察報告」には巢鴨監獄に関する報告は記載されていないが、中村襄編『外国人拘禁處遇論』（警察

- 監獄學會蔵版、明治三二年）二五―五一頁にジャパン・ウィークリー・メールに掲載された記事の一部が記載されている。
- (112) 明治二四年五月着工、明治二八年一〇月竣工。工事設計及び監督を当時随一と評された米國建築學士・臨時建築局四等技師である妻木頼黄に囑託した。敷地六万二一八坪、内耕耘地一万四八五六坪六合二勺、庭園および道敷四万四〇一三坪八合九勺。外塀・構内建物すべて赤煉瓦造り、外塀高さ一八尺、その延長実に九〇四間、外塀四隅に尖塔の高見張があり。二階建表門の外側は鉄扉、内側は厚さ二寸三分の椀材扉があつて一三尺幅の通路を二段構えに閉鎖している。この中に病監・別房監・暗室・屏禁監・炊場・浴場・書信室・接見所・人民控所・教誨場・服役場が散在していた。東西南には各裏門があり、右側に腰をかがめて入る小さな潜り戸が付設されている。庁舎と接続する中央看守所は三階建で、これを鳥の胸部とみるならば、その左右に五つの平屋舎房があたかも両翼のごとく、放射状に拡がっている。独居房がなく、総房数三〇〇、収容定員二四〇〇人。巢鴨監獄は外国人の拘禁処遇を念頭に、ベッドを置くための空間など、居住性を中心に要請・配慮して造られ舎房主義・雜居主義の監獄であつた。当時、日本銀行・砲兵工廠と共に東京の三大建築といわれた（『明治工業史・建築編』）。
- (113) 中村襄は、巢鴨監獄に煖室がないことは事実であるが、英米領事監獄にも煖室は設置されておらず、英国内の監獄でさえ六畳敷の座敷に置くくらいにの煖爐が一個あるだけで他に室内を温める方法はない、もし健康に害があると認められるならばすぐに監獄に煖室を設置することもちろんのことであると反論し、「少し意地悪けれど」としながらも「冬は寒く夏は暑いか又は囚徒の待遇は單に其生命を保持するに過ぎないため「殆んど雲を捕ふるに等しき議論」であり、「針小棒大的にして誠に始末の悪しき議論」であると批判している（『監獄雜誌』第九卷第八号、明治三二年、三四―三五頁）。
- (114) 神戸クロニクル新聞（The Kobe Chronicle）は、この結果に対してかなり批判的な見方をしている。特に、神戸クロニクル新聞は横濱商業會議所所員が既決囚と未決囚を区別せずに調査を行った点を非難した（『YOKOHAMA CHAMBER OF COMMERCE AND SUGAMO PRISON』The Japan Weekly Mail, May 7, 1898）。つれに對し「ジャパン・ウィークリー・メールは「巢鴨監獄では刑罰を受けるべき未決囚は収容されていない。また、どのような文明国であつても未決囚が刑罰を受けるところはない」と反論し、神戸クロニクル新聞の批判が的はずれであると指摘している（『STILL THE PRISON QUESTION』The Japan Weekly Mail, May 14, 1898）。ただし、神戸クロニクル新聞の記述から、改正条約実施後の外国人収容に関して、既決囚の処遇内容・方法にとどまらず、未決拘禁のあり方にも強い関心が寄せられていたこ

とがうかがえる。

- (115) "PRISON IN JAPAN—KAJIBASHI AND ICHIGAYA." *The Japan Weekly Mail*. June 18, 1898.
 "A VISIT TO SUGAMO PRISON." *The Japan Weekly Mail*. April 23, 1898.
- (116) "A VISIT TO SUGAMO PRISON." *The Japan Weekly Mail*. April 23, 1898.
 前掲「横濱商業会議所々員監獄視察報告」。
- (117) 巢鴨監獄建築のきつかけは、老朽化が著しい警視庁石川島監獄の移転改築問題であった。明治三十二年五月二日、巢鴨監獄建築にあたり、東京府会が改築費四〇万円（内一〇万円は国庫補助）を計上、六月二六日に巢鴨村監獄建築委員が任命された。委員長は警視庁会計局長石原近義、監獄建築委員は第一局長兼監獄本署長警視山下房義、会計局長長柳田養拙とされた（東京警視監獄署編輯「警視庁史稿」、一八九三年、六五〇頁）。
- (118) 前掲「横濱商業会議所々員監獄視察報告」。
- (119) "PRISON EXPENDITURES." *The Japan Weekly Mail*. May 21, 1898.
- (120) F.O.46. (イギリス公文書館所蔵日本関係イギリス外務省文書。マイクロフィルム版による) vol. 499, No.105.
- (121) インターネット事件については一八九八年一月五日付でジャパン・ウィークリー・メールが報道している ("THE EDWARDS CASE." *The Japan Weekly Mail*. Nov 5, 1898).
- (122) F.O.46. vol.499, No.117.
- (123) F.O.46. vol.499, No.115. 「外人所遇ニ關スル英國公使ノ覺書」、前掲「公文編年録」、明治三二年。
- (124) "THE KOBE INTERNATIONAL COMMITTEE." *The Kobe Chronicle*. July 26, 1899. (東京大学法学部明治新聞雑誌文庫蔵)。「外囚待遇上ニ就テ神戸クロニクル外一新聞記事譯文」、前掲「公文編年録」、明治三二年。
- (125) 上田茂登治編『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、刑務協會、一九三三年 二二—二三頁。
- (126) 「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、明治三〇年、三〇頁。
- (127) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三〇頁。
- (128) 前掲上田『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、二五頁。

(129) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三五—三六頁。

(130) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三六—三七頁。

(131) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三七頁。

(132) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三七頁。

(133) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三七頁。

(134) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三七頁。

(135) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三八頁。

(136) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、三九頁。

(137) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、四一頁。

(138) 前掲「大日本監獄協会雑誌」第一一〇号、四一頁。

(139) 改訂條約實施ノ後外國人ヲ拘禁シタル場合ニ於テハ特ニ之レカ爲ニ其待遇ヲ殊別スヘキ必要ナキカ如シト雖モ而モ個人的關係ノ如何ニ依リ全然我邦人ト同一ノ待遇ヲ爲ス能ハサルヤ明ナリ是ヲ以テ我邦ノ風俗習慣ニ馴レサル外國人ニ對シテハ左ノ方針ニ依リ待遇ヲナスヲ要ス尤モ是等ノ外國人ト雖モ當局者ニ於テ成ルヘク漸時我邦ノ風習ニ馴致セシムルノ注意ナカルヘカラス

一 被服ノ件

在監人ノ衛生ヲ重シシ健康ヲ保持セシムヘキハ固ヨリ言ヲ俟タス故ニ衛生上醫師ノ意見ニ依リ施行細則第五十九條ニ準拠シ囚人懲治人ニ對シ襦袢袴下等ヲ着用セシムルヲ必要トスル場合ハ内外國人ヲ問ハス其自衣ヲ着用セシムトモ敢テ差支ナシ而シテ又外國人ニ對シテハ特ニ靴下、上沓、木履等ヲ給スルノ注意アルヲ要ス

二 住居ノ件

外國人拘禁ノ監房内ニ在テハ椅子並ニ食卓ヲ備ヘ置クヘシ若シ其ノ構造ニシテ脆弱ナルトキハ之ヲ堅牢ナルモノトナシ房ノ入口狹隘ニ失スルトキハ之ヲ廣大ナラシメ而シテ又冬期極寒ノ地方ニ在テハ暖房ノ設備アルヲ要シ其健康ヲ保持スルニ必要ナル場合ニ限り特ニ湯婆ヲ用ヒシムヘシ

外國人拘禁ノ監房内ニハ在監人ノ心得置クヘキ事項ハ成ルヘク英文又ハ支那文ヲ用ヒテ揭示スルヲ要ス

三 食糧ノ件

刑事被告人ニ對シテハ成ルヘク自辨食物購求ヲ許ルスノ主義ヲ採ルハ勿論ナリト雖モ囚人ニ對シテモ亦監獄醫ハ彼等ノ健康ヲ保持スルニ必要ナルモノト史料シ領置金アルトキハ能ク其事情ヲ精査シ監獄則第廿五條ニ所謂正當ノ費用ト見做シ滋養物ノ購求ヲ許可シ專ラ衛生保健ノ法ヲ計ラサルヘカラス

若シ米食ニ堪ヘサルモノ入監シタルトキハ便宜慣用シ來リタル食物ヲ成ルヘク廉価ニテ調理シ得ルノ方法ヲ採リ之ヲ給スルノ注意アルヘシ而シテ之カ爲ニ一定ノ食費ヲ以テ賄ヒ難キトキハ素ト營養ノ不給ヲ補ヒ健康ヲ保持スルノ必要アルカ故ニ療養費中ヨリ支辨スルモ敢テ差支ナカルヘシ

四 作業ノ件

外國人ハ成ルヘク分房ニ拘禁シ作業モ亦分房ニ於テ採ラシムルヲ要ス若シ本人ノ志望アルトキハ監内掃除等ノ役ニ就カシムヘシ而シテ分房ニ在ル者ハ晴雨ニ論ナク勉メテ房外ノ運動ヲナサシムル注意ナカルヘカラス

五 頭髮短雜ノ件

短期囚ニ係ル支那人ノ頭髮歐米人ノ髭鬚ハ其儘ニ之ヲ存シ置クヘシ若シ長期囚ニシテ之ヲ短雜剃除シタルトキハ出獄前ニ原形ニ復セシムルノ注意ナカルヘカラス

六 教誨ノ件

少數ノ外國人ニ對シテニ教誨師ヲ傭聘スルコト能ハサルノ事情アルヲ以テ其地方同宗ノ宗教家アルトキハ便宜之ニ囑託シ以テ教誨ヲ行フヘシ

七 教育ノ件

未丁年者ノ教育ハ邦語ニ通セサル外國人ニ對シ之ヲ施スコト實際困難ナル場合ニ於テハ便宜或ハ之ヲ省略スルモ止ムヲ得サルコトナリト雖トモ是等ノ者ニ對シテハ成ルヘク書籍ノ看讀等ヲ勸奨シ自修ノ途ヲ開カシムルノ注意アルヲ要ス

八 接見ノ件

接見ハ差支ナキ限り之ヲ許可スヘキコト勿論ナリト雖トモ外國人ノ接見ハ立會官吏ノ會得スルニ足ルヘキ語ヲ以テスルニ非ラスンハ危險モ亦尠ナカラサルヘシ故ニ若シ立會官吏ノ解シ得ヘカラサル語ヲ以テ接見ヲ請ハントシタルトキハ通辨人ヲ附添ハシメ通辨セシムルノ注意アルヲ要ス

九 身體搜檢並ニ入浴ノ件

身體ノ搜檢ハ男子ノ外國人ナルトキハ男官吏ヲシテ爲サシメ女子ニ係ルトキハ女監取締ノミヲシテ之ヲ爲サシムルヲ要ス入浴モ亦成ルヘク各別ニ之ヲ爲サシムヘシ是等ノ點ハ須ク彼等ノ風俗習慣ヲ顧ミ多少ノ斟酌ヲ爲スノ注意アルヘシ

十 禮式ノ件

禮式ハ外國人ニ對シテハ必スシモ日本人ト同一ナル儀式ヲ用ヒシムルニ及ハス服從敬禮ノ哀情ヲ表セシムルニ足レハ則チ可ナリ

十一

外國人ヲ拘禁シタル所ノ監房ニハ外國語ヲ解シ得ヘキ看守ヲ配置セサル可カラス而シテ其外國語ニハ多數ノ外國人間ニ在テ解シ易キ英語ヲ採ルヲ要ス此等ノ看守ハ宜シク今ヨリ養成ニ意ヲ用キサルヘカラス

(前掲上田『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、四〇—四三頁)。

(140) 前掲上田『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、四六頁。

(141) 前掲上田『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、四七、五〇頁。

(142) 監獄協會編纂『監獄法令類纂』、明治四四年、五四一頁。

(143) 前掲『監獄法令類纂』、五四一—五四三頁。

(144) 前掲『監獄法令類纂』、五四四—五四九頁。

(145) 国立公文書館蔵『公文類聚』、「監獄則中改正ノ件(秘甲第一〇八号)」、明治三二年六月一日。また、明治三二年の全国典獄會議において、大久保利武監獄局長が「監獄則ノ改正ト云フノハ決シテ根本的ノ改正ト云フ意味デハナクシテ必要已ムヲ得ズ改正シナクテハナラヌ事ヲ改正スルニ止マツテホンノ部分改正デゴザイマス、ソレハ今度刑法ノ改正案ヲ折角法典調査會デ調査中デアリマシテ遠カラヌ内ニ其發布ノコトニナルデアラウト思ヒマスガ監獄則ハ御承知ノ通り刑法ト密着ノ關係ヲ持テ居リマスカラシテ刑法改正ノ曉ニナツテ又監獄則ニ大ナル改正ヲ要スルコトガアルダラウト思ヒマス」と述べている(前掲上田『刑務所長会同席上ニ於ケル訓示演述注意事項集(自 明治一七年一月 至 昭和七年七月)』、五

二頁)。

(146) 従前の修身、宗教書などの教育的書籍の類だけではなく、感化若しくは紀律に妨げなしと認められるものであれば、取扱いが問題とされてきた稗史小説などについても閲読が可能になった。明治三一年に開催された典獄会議において、「稗史小説紀行等ニシテ感化上有益ト認ムルモノハ之カ看讀ヲ在監人ニ許可スルノ可否如何」(内務省監獄局「明治三十一年典獄諮問会速記録」二二一頁)と諮問されており、「監獄則」三二条改正が同諮問結果を踏まえたものであることは明らかである。ただし、閲読許可範囲が拡大したとはいえ、無制限に書籍閲読が認められたわけではなく、明治三二年典獄会議において、感化上有害ならざるのみならず、さらに感化上有益でなければならぬことが要請されている(前掲「明治三十一年典獄諮問会速記録」二一六頁)。

(147) 前掲小河『監獄学』六六一頁。

(148) これは正面から定められたものではなく、「監獄則施行細則」で日曜日に教誨を行うとした規定の解釈として、午前中は教誨、午後は面会・通信・理髪・読書・洗濯・補綴などの用務に当てるとの見解を傳達することでなされたので、当座は日曜日を全休にした監獄も数年後には秩序維持と作業奨励を理由に再び日曜半休に戻すところが多かった。

(149) 日本監獄での外国人拘禁は、改正条約実施当日に実行されている。明治三二年七月一七日、アメリカ人水夫ロバート・ミラーが横浜居留地内の居酒屋で居酒屋の主婦と女中の日本人女性二名とアメリカ人一人を殺害、即日検挙されて神奈川県監獄署に拘禁された。警察は監獄までの護送に巡查五名を当て慎重に望んでいるが、ミラーは予想外に監獄規則をよく守り、行状は極めて良好であった。ミラーは横浜地裁で死刑判決となり、上訴による東京控訴院の判決も死刑で、明治三三年一月に移監された市ヶ谷で死刑執行された(重松一義「日本刑罰史年表」、柏書房、二〇〇七年、一七二頁)。

条約改正後、外国人を大量に収容することになったのが日露戦争による俘虜であった。その俘虜が俘虜収容所から共謀逃亡し、あるいは服役拒否、濫りに興奮して収容所職員に暴行抗命などの事犯があり、あるいは宣誓解放者の宣誓違反者などが累増するに及び、これら俘虜の処罰の必要が生じるようになった(前掲重松「外国人刑事法体制系化への史的試論」、四七頁)。このため明治三七年八月「俘虜処罰に関する法令」という緊急勅令が發布され、明治三八年二月法律第三八年二月法律三八号となっている。そうして、これら俘虜の一部が軍監獄から一般監獄に囑託拘禁されることになった(「陸軍軍法会議ノ審問ニ係ル外國人囑託拘禁ノ件」、刑務協会編「最新行刑法規」五六頁)。